

**電気通信市場の環境変化に対応した  
接続ルールの在り方について**

**報告書(骨子案)**

**平成21年7月7日**



# 目次

## 第1章 モバイル市場の公正競争環境の整備

- 1. 第二種指定電気通信設備制度の検証 ..... 1
- 2. モバイルネットワークインフラの利活用 ..... 12

## 第2章 固定ブロードバンド市場の公正競争環境の整備

- 1. FTTxサービス ..... 17
- 2. DSLサービス ..... 23
- 3. 固定ネットワークインフラの利活用 ..... 26

## 第3章 通信プラットフォーム市場・コンテンツ配信市場への参入促進のための公正競争環境の整備

- 1. 通信プラットフォーム機能のオープン化 ..... 31
- 2. 紛争処理機能の強化等 ..... 39

## 第4章 固定通信と移動通信の融合時代等における接続ルールの在り方

- 1. 接続料算定上の課題 ..... 41
- 2. 固定通信と移動通信の融合時代等における接続ルールの在り方 ..... 47

本資料において、「一種指定制度」は第一種指定電気通信設備制度、「二種指定制度」は第二種指定電気通信設備制度、「一種指定事業者」は第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者、「二種指定事業者」は、第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者を指すものとする。

# 第1章 モバイル市場の公正競争環境の整備

## 1. 第二種指定電気通信設備制度の検証

### (1) 規制根拠・規制内容

#### 1) 規制根拠について

##### ① 主な意見

○提案募集等の結果、KDDI等からは、固定系は、NTT東西のボトルネック設備の存在により、事実上設備競争が不可能な状況にある一方、移動体は設備競争が可能な環境にあり、実際に競争が機能していること等から、一種指定制度と二種指定制度の間では、規制根拠の差異が厳然と存在しているとの意見が示された。

○また、NTTドコモ等からは、EUでは、全携帯事業者が、「着信ボトルネック」の考え方にに基づき規制対象となっている点に触れながら、規制対象外の事業者の中には約2,000万の契約を有する者も存在すること、二種指定事業者に課される規制は何ら特別なものではなく全事業者の遵守が望ましいことから、我が国でも全携帯事業者を二種指定制度の対象とすべきとの意見が示された。

○これに関連し、ソフトバンクからは、競争のダイナミズムを保持するためには、規制の強化はドミナントに限定すべきであり、指定設備制度の基準値(端末シェア25%超)を引き下げるべきではないとの意見が示された。

##### ② 考え方

○電波の割当を受けた事業者のネットワークは、電波の割当を受けられない者との関係で一定の不可欠性を帯びることになるが、これに一種指定制度と同様のボトルネック性を認め、すべての携帯事業者を二種指定制度の対象とすることは、以下の点から適当でないのではないか。【資料1】

➢モバイル市場には、固定網と異なり、加入者回線を含めて自らネットワークを構築して全国レベルで事業展開を行う携帯事業者が複数存在していることから、利用者・接続事業者双方にとって、ネットワークの代替性が存在していること

➢固定通信市場でも、ボトルネック性の存在は、すべての事業者の加入者回線ではなく、シェア50%を超える事業者の加入者回線にのみ認められており、モ

パイル市場において、端末シェアと無関係に、すべての携帯事業者のネットワークにボトルネック性が認められるかについては慎重な判断が必要であること  
➤また、モバイル市場では、2007年に新規事業者も参入し、設備競争やサービス競争が活発に行われる中で、サービスの多様化や料金低廉化等が一定程度進展している状況にあり、すべての携帯事業者のネットワークにボトルネック性が認められるほど、公正競争環境が阻害されているとは言えないこと

○また、EUで採用されている「着信ボトルネック」規制【資料2】については、以下の点について更に検討を深めた上で、その導入の適否を判断することが必要ではないか。  
➤個々の事業者のネットワークごとに市場（着信呼市場）を画定する考え方の適否  
➤我が国とEUでは、そもそも市場画定の単位や市場支配力の認定方法等が異なることによる我が国の指定電気通信設備制度の体系との整合性

○以上のように、現時点で二種指定制度の規制根拠を見直す必要はないのではないか。ただし、今後、指定電気通信設備制度の包括的な見直しが必要となる事態も想定されるため、当該見直しの中で、モバイル市場の事業者間競争の進展状況等も踏まえ、改めて規制根拠の検証を行うことが適当ではないか。

## 2)規制内容について

### ①主な意見

○提案募集等の結果、NTT持株等からは、公共財として電波の配分を巡る公平性の問題とボトルネック設備のオープン化の問題とで規制根拠は異なっていること等から、一種指定制度と二種指定制度の規制内容を同一にする必要はないとの意見が示された。

○他方、イー・モバイル等からは、二種指定制度は、独禁法のような一般法と異なる特別法としての規制の特色が活かされているかどうか、競争促進として十分に機能しているのかが問題であり、また電波の有限希少性や市場の寡占状態、固定系との機能の差が少ないこと等から、一種指定制度と同様の規制が必要との意見が示された。

### ②考え方

○一種指定制度と二種指定制度では規制根拠が異なることや、二種指定事業者による迅速・機動的な事業展開等への影響にかんがみれば、二種指定制度において接続約款の認可制や網機能提供計画の届出制が採用されていないこと

は、現時点では許容されるべき規制内容の差異と考えられるのではないか。

- 他方、二種指定制度では、接続料算定は、ルールが存在しない中、二種指定事業者の自主的な判断に委ねられている状況にあり、接続料算定の適正性は、規制会計等の整理が義務付けられていないため、検証できない状況にある。このため、接続料算定に焦点を当てて規制内容の検証を行うことが適当ではないか。【資料3】

## (2)アンバンドルや標準的接続箇所の考え方

### 1)主な意見

- 提案募集等の結果、NTTドコモ等からは、アンバンドル規制は、不可欠設備を対象に導入されたものであり、不可欠設備でない携帯電話設備に導入する必要はない。また、アンバンドルの協議の申入れがあった場合、概ね各事業者との交渉で合意が図られており、合意形成が図られない場合でも事後的な紛争処理で解決する現行の仕組みで十分対応可能との意見が示された。
- 他方、モバイル・コンテンツ・フォーラムからは、社会において有益でも、通信事業者にメリットがないものには、アンバンドルのモチベーションが働かないし、優越的な地位にある通信事業者と利用者に過ぎないコンテンツ配信事業者等が対等な関係で交渉を行うことも困難であるため、一定のアンバンドル規制がないと事業者間協議も機能しないとの意見が示された。
- また、日本通信からは、アンバンドルのすべてを事業者間協議に委ねるのでは、迅速な事業展開が困難であり、紛争処理を利用した経験からこれに要する時間・コストを考えると、すべてを紛争処理手続に委ねるのも現実的でないと意見が示された。

### 2)考え方

#### ①アンバンドル制度の要否

- アンバンドル制度の要否は、以下のような機能の特性等を踏まえた検討が必要ではないか。【資料4】
  - 音声通話機能のような双方向型通信に係る機能では、接続料を互いに支払ってサービス提供することが基本となるため、二種指定事業者にも、接続料を設定する誘因が働きやすい。
  - 他方、二種指定事業者が接続事業者に対し一方的に貸し、接続事業者が二種

指定事業者から一方的に借りる関係になる機能については、双方向型通信に係る機能に比べると、二種指定事業者に接続料を設定する誘因が働きにくい。

○二種指定制度でも、以下の点を踏まえると、交渉力の不均衡を是正し、円滑な接続を確保する観点から、モバイル市場の特性を踏まえたアンバンドルの仕組みを設けることが必要と考えられるのではないか。

- 二種指定制度の創設時は、双方向型の音声通話機能中心であったため、アンバンドル制度の必要性はそれほど高くなかったが、その後、3Gや3.5Gの開始により、ネットワークの多機能化・高機能化が進展する中で、データ通信機能や通信プラットフォーム機能など、接続事業者が二種指定事業者に一方的に利用を求める機能(片方向型機能)が増加し、その重要性が高まっている状況にあること(この傾向は、2010年以降順次開始予定の3.9Gにより、更に加速化が予想されること)【資料5】
- 2007年に発生した紛争事案【資料6】も、データ通信機能(レイヤ2接続)に係るものであり、片方向型機能が増加しその重要性が高まる中で、同様の紛争事案が発生する事態が懸念されること
- 従来のような事業者間協議・事後的な紛争処理にすべてを委ねることは、迅速な事業展開等を考えると現実的でないとの意見や、優越的な地位にある事業者との間では、一定の規制がないと、事業者間協議も有効に機能しないとの意見が示されていること

## ②アンバンドル制度の仕組み

○二種指定制度におけるアンバンドル制度については、二種指定設備には、ボトルネック性が存在しないこと等を踏まえ、現行の事業者間協議による合意形成を尊重しその促進を図る観点と政策の予見可能性を確保する観点に配慮した制度とすることが適当ではないか。

○具体的には、総務省においては、事業者間協議における留意点の整理を行うとともに、アンバンドルが必要と考えられる機能についても、事業者間協議での合意形成を尊重・期待する観点から、まずは「注視すべき機能」に位置付け、一定期間は協議の状況を注視し、その後、協議での合意形成が困難な場合に初めてアンバンドル機能に位置付けるといった段階的対応を行うことが適当ではないか。

○この際、アンバンドルが必要か否かの判断基準は、一種指定制度での基準に加え、需要の立上げ期にあるサービスに係る機能は除外し、利用者利便の高いサービスに係る機能や公正競争促進の観点から多様な事業者による提供が望ましいサービスに係る機能に限定するなど、必要性・重要性の高いサービスに係

る機能に限定する考え方を採用することが適当ではないか。

○また、アンバンドル機能に指定されても、二種指定事業者による接続約款の届出・システム開発等は、接続要望を具体的に見極めるために事前調査申込みを前提とするなど、コスト回収漏れのリスクを回避する観点からの措置を講じることが適当ではないか。

○上記で整理した考え方にに基づき、総務省においては、「第二種指定電気通信設備制度の運用に関するガイドライン」を2009年度内に策定・公表し、二種指定制度におけるアンバンドル制度の具体的内容を規定するとともに、当該制度の運用に当たっては、毎年度定期的に検証している競争セーフガード制度と連携を取りながら、円滑な接続の確保に努めることが適当ではないか。

### ③標準的接続箇所

○標準的接続箇所については、現行の事業者間協議による合意形成を尊重しその促進を図る枠組みを引き続き維持することが適当であり、総務省においては、事業者間協議の促進を図る観点から、「第二種指定電気通信設備制度の運用に関するガイドライン」において、当該協議における留意点の整理をすることが適当ではないか。

## (3)接続料算定の考え方

### 1)主な意見

○提案募集等の結果、KDDIからは、モバイル市場では、事業者間競争や事業者間協議を通じて自ずと接続料の適正化が図られるため、規制ルールの設定等を行うことは、規制コストの増大を招き、利用者利益につながらないとの意見が示された。

○これに対し、イー・モバイルなど多数の事業者からは、接続料の算定方法の明確化と算定根拠の透明化が必要であるとの意見が示され、二種指定事業者であるNTTドコモからも、これに賛同の意見が示されたが、その際には、接続料算定方法の明確化や接続料算定の検証を全携帯事業者を対象に行うことが必要との意見も併せて示された。

○これに関連し、ソフトバンクからは、周波数や事業規模等が十分考慮された、フェアで透明な接続料算定の在り方についてオープンに議論することが必要であり、

その結果として公正な接続料算定ルールが確立されれば、関連する情報の開示等、積極的に実施する考えであるとの意見が示された。

## 2)考え方

接続料算定の考え方の整理に際しては、一種指定制度も、制度創設以降、累次の見直しを経て、現在の考え方が整理されてきたことを踏まえ、二種指定制度でも、まずは接続料算定の基本的枠組みを整理することを主眼とし、その精緻化は、今後必要な範囲内で漸進的に行っていくという方針を採用することが適当ではないか。

以上を踏まえ、下記で整理する接続料算定の考え方については、「第二種指定電気通信設備制度の運用に関するガイドライン」において規定することが適当ではないか。

### ①接続料原価の算定プロセス

○二種指定事業者は、大別すると、次の3つのステップで接続料原価の算定を行っている整理可能である(括弧内は、データ通信コストに係る記述)が、二種指定事業者の接続料原価算定プロセスについて、当該3ステップをベースに整理することで基本的に問題ないのではないか。【資料7】

- 移動体事業の総コストからデータ通信コストを控除して音声通話コストを抽出するステップ(移動体事業の総コストから音声通話コストを控除してデータ通信コストを抽出するステップ)
- 次に、音声通話コストから契約数連動コストを控除してトラフィック連動コストを抽出するステップ(データ通信コストから帯域幅課金対象外コストを控除して帯域幅課金対象コストを抽出するステップ)
- 最後に、トラフィック連動コストから接続料対象外コストを控除して接続料原価対象コストを抽出するステップ(帯域幅課金対象コストから接続料対象外コストを控除して接続料原価対象コストを抽出するステップ)

○また、接続料原価算定プロセスの整理に当たっては、上記3ステップに加え、配賦基準やトラフィック連動コスト・契約数連動コスト等の概念・内容についても考え方を整理することが必要ではないか。

### ②適正原価の範囲

○接続料は、設備の利用料と捉えれば、二種指定制度でも、接続料原価に算入するコストは、「設備に係る費用」をベースとする考え方の採用が適当と考えられるが、当該考え方を採用する場合、営業費の扱いが問題となる。

○この点、二種指定事業者からは、通信販売奨励金等の支出により、i)利用者トラフィックの維持・増加につながり、接続事業者も、通話先の増加により通話自体が増加し、発信通話料収入の増加が可能となるとともに、トラフィック増に伴い接続料単価が低下するメリットを享受可能、ii)ユーザ移行を促進することでネットワークの設備効率向上及び電波の効率的利用が促進される等の理由から、これらの費用は、接続料原価に引き続き算入されるべきとの意見が示されている。

○しかし、以下の点を踏まえると、二種指定事業者の接続料原価に通信販売奨励金や広告宣伝費等の営業費を算入することは適当でないのではないか。

➢接続料を「設備に係る費用」と捉えた場合、一種指定制度においても、営業費は、「設備に係る費用」に原則該当しないと取り扱われてきたこと

➢EUでは、2009年5月に公表した勧告【資料8】の中で、現在のモバイル市場の成熟度等にかんがみ、ネットワーク外部性に係るコスト、すなわち利用者のトラフィックの維持・増加等に係るコストには、接続料原価への算入を認めるだけの正当な理由が不十分との見解が示され、これに先立ち、英国でも、2009年1月の競争委員会の決定の中で、ネットワーク外部性追加料金の接続料算入を認めるOfcom(規制庁)の決定が誤りと指摘されている状況にあること【資料9・10】

➢接続事業者からは、営業費を接続料原価と認識し算定に含めること自体が誤りとの意見が示されており、また一種指定事業者からは、二種指定事業者の接続料原価のみに販売奨励金が算入されている状況について、事業者間の公平性の観点から、固定系と移動系の事業者の接続料原価に算入するコスト範囲は、双方とも接続に関連する費用のみとすることが適当等の意見が示されていること

○なお、一種指定制度においても、営業費はすべて接続料原価から控除されているわけではなく、設備への帰属が明確な営業費に限定して接続料原価への算入が認められてきたところであるため、二種指定制度においても、同様の取扱いを認めることが適当ではないか。

○しかし、一種指定制度において、接続料原価への算入を認められている営業費は、請求書の編集・作成・発行等に係る費用や電話教室開催など電気通信の普及活動に係る費用等であり、固定電話接続料原価に占める営業費の割合も0.05%(2007年度接続料)に過ぎない。この点を踏まえれば、二種指定制度でも、接続料原価に算入可能な営業費はあくまでも限定的に認められるものであり、この判断が恣意的に行われると、今回の接続料算定の適正化・透明化の意義が没却されることになるため、接続料原価に算入可能な営業費は、設備との関連性を厳格に判断した上で、できる限り具体的かつ明確な形で整理することが必要ではないか。

○上記営業費以外の勘定科目については、「設備に係る費用」に該当する費用を個

別に列挙・検証することは、二種指定事業者における実務上稼働が大きいと考えられること等から、例えば、「設備に係る費用」に明らかに該当しない費用を列挙する形で整理することが適当であり、個別の勘定科目については、今後必要に応じ更に検証を深めることが適当ではないか。

○上記で整理した考え方は、「第二種指定電気通信設備制度の運用に関するガイドライン」に規定することとなるが、その具体的内容の検討には一定期間を要するため、当該ガイドラインは、2009年度内に策定・公表することとされていること、また、次期接続料(2009年度接続料)では、従来算入されていた端末販売奨励金が全額控除されて接続料の引き下げが一定程度期待できることから、当該ガイドラインに基づく接続料算定は、次々期接続料(2010年度接続料)から行うことが適当ではないか。

### ③適正利潤の範囲

○二種指定事業者は、一種指定制度と同一の算定方式(レートベース方式)を用いて適正利潤を算定しているため、二種指定事業者の適正利潤は、基本的に一種指定事業者と同一の範囲・算定方式で整理することで問題ないのではないか。【資料11】

○ただし、自己資本利益率の算定方法について、二種指定事業者の中には、一種指定事業者<sup>1</sup>と異なる算定方法(CAPM(資本資産評価モデル:Capital Asset Pricing Model))を採用している事業者も存在する。

○この点、自己資本利益率は、設備投資に係る調達コストを適正な範囲で賄えるような水準とすること基本に、事業リスクと安定性を考慮した客観的な指標を用いて設定されるものである。ボトルネック設備を用いる事業か否かでは事業リスクが異なると考えられることから、一種指定制度と二種指定制度では、自己資本利益率の算定方法が異なることには一定の合理性があると考えられる。したがって、二種指定制度では、現行の適正利潤算定の実態にかんがみ、CAPMで算定した期待自己資本利益率を自己資本利益率として設定することが適当ではないか。

### ④需要の算定

#### ア 音声通話機能

○音声通話機能については、年間の総通信時間を需要とし、これで接続料原価を

<sup>1</sup> 一種指定制度の自己資本利益率は、「CAPM的手法で算定した期待自己資本利益率の過去3年間の平均値」と「他産業における主要企業の過去5年間の平均自己資本利益率」のいずれが低い方を上限として設定することとされている。

除すことにより接続料を設定しているが、相互接続呼とは異なり、自網内呼は、自網内を折り返すものであり、例えば、基地局の利用は、相互接続呼は1回であるのに対し、自網内呼は2回であることを考慮すると、年間の総通信時間の算定において、自網内呼の通信時間は、2倍にして算定することが適当ではないか。

○また、ネットワークは、最繁時のトラフィックを考慮して設計する点を踏まえて、最繁時トラフィックにおける自網内呼と相互接続呼の割合をそれぞれの通信時間に加味して、需要を算定する考え方もあり得るが、以下の点を踏まえると、最繁時トラフィックを考慮した接続料算定は、現時点での導入は時期尚早ではないか。

➤最繁時をどのぐらいのスパンで捉え、どのぐらいの頻度で計測するのかなど、最繁時に関する考え方の整理が必要であること

➤接続料算定の透明性を高める観点からは、最繁時の接続料とそれ以外の時間の接続料を分けて設定することの適否等も検討が必要と考えられること

○ただし、EUでも、最繁時の接続料とそれ以外の接続料を分けて設定する国も一部存在しているため、最繁時を考慮した接続料設定の在り方については、上記課題や諸外国の状況等を踏まえ、引き続き検討を深めることが適当ではないか。

## イ データ通信機能

○データ通信機能については、現在、NTTドコモのみが接続料を設定しているところであるが、帯域幅当たりの定額課金方式(帯域幅課金)を採用している。従量制課金では、利用されるパケット量に応じて接続料が変動するため、事前に接続料支払額が確定しないのに対し、帯域幅課金では、事前に接続料支払額が確定するという意味で、接続事業者の事業運営上の予見可能性が高い方式である。このため、データ通信機能については、帯域幅課金による接続料設定を基本とすることが適当ではないか。

## (4)接続料算定と規制会計の関係

### 1)主な意見

○提案募集等の結果、KDDIからは、設備競争が機能している移動体では、NTT東西のボトルネック設備のような設備の非効率性が生じる可能性は小さくなるため、二種指定設備について、接続会計の作成義務などの一種指定設備と同様の規制コストをかける必要は認められないとの意見が示されている。

- 他方、STNet等からは、接続料の算定根拠を検証可能とする観点から、二種指定事業者に対し接続会計の整理を義務付けるべきとの意見が示されるとともに、イー・モバイルからは、NTT東西の網使用料算定根拠の例を引きながら、接続会計制度の範囲以外にも、算定に必要な根拠は開示すべきとの意見が示されている。
- この点、NTTドコモからは、単に接続料水準のみを届け出るのでなく、今回整理が求められる算定ルールに則って算定されていることを検証できる数値等も併せて届出を行うことが必要との意見が示されている。また、規制会計の具体的な制度設計に当たっては、電気通信事業会計をベースとし、社外への公表に際しては、重要な経営情報が含まれず、必要以上に多岐かつ詳細な情報とならないように配慮が必要等の意見も示されている。

## 2)考え方

- 接続料算定ルールの整備と当該ルールに則った算定結果の検証は、セットで行われることが必要である。この際、接続料算定の透明性向上と過度の規制コスト増大の抑制の両面に配慮して制度を検討することが必要である。
- この点、現在、NTTドコモ・KDDIともに整理が義務付けられている電気通信事業会計をベースとした会計制度であれば、過度の規制コストの増大にはならないと考えられるため、接続料算定の透明性向上を図り、もって接続事業者の検証可能性を高める観点から、電気通信事業会計をベースとして、二種指定事業者に対する新たな会計制度を導入することが適当ではないか。【資料12】
- 具体的には、電気通信事業会計で作成している貸借対照表、損益計算書等の財務諸表に加えて、現在、NTTドコモに作成が義務付けられている移動電気通信従務損益明細表をベースとして、音声通話サービスとデータ通信サービスごとに、営業収益・営業費用・営業利益を明らかにするとともに、営業費用については、電気通信事業会計の勘定科目(営業費、施設保全費、減価償却費等)に分けて整理した会計書類を作成することが適当ではないか。
- また、規制会計を整理する場合も、一種指定制度における接続会計と網使用料算定根拠のような役割分担をすることが適当であるため、二種指定制度でも、規制会計の整理に加えて、接続料の届出の際に、届け出た接続料の水準やその算定プロセスを検証できるような算定根拠を併せ提出させることが適当ではないか。
- 二種指定事業者に対する新たな会計制度については、所要の制度整備を行った上で、2010年度会計から作成・公表することが必要であり、接続料の算定根拠

については、具体的な様式を「第二種指定電気通信設備制度の運用に関するガイドライン」に規定した上で、可能な限り次期接続料(2009年度接続料)の届出の際から添付することが適当ではないか。

## (5)その他

- NTTドコモ等からは、各携帯事業者の接続料水準は、規制対象か否かにかかわらず、相互に適正な水準にあることが前提であり、算定方法の統一化・明確化に当たっては、全携帯事業者を対象とすることが必要との意見が示されている。
- この点、1(1)1)で述べたように、現時点では、二種指定制度の規制根拠の見直しまでは必要ないと考えられること、また二種指定事業者以外の事業者であるソフトバンクモバイルからは、公正な接続料算定ルールが確立されれば、関連する情報の開示等を積極的に実施する考えが示されていることから、今回は、規制対象の拡大というアプローチではなく、二種指定事業者以外の事業者による自主的な取組に期待する形で整理することが適当ではないか。
- 具体的には、二種指定事業者については、今回、「第二種指定電気通信設備制度の運用に関するガイドライン」が策定され、これに基づき、接続料の算定及び算定結果の届出・公表等を行うこととなることを踏まえ、二種指定事業者以外の事業者についても、二種指定事業者による取組と同様の取組を行うことが適当であり、積極的な対応が求められるのではないか。
- なお、後述するように、非指定事業者については、指定事業者との間の接続料水準差が接続料算定上の課題として提起されているところであるが、二種指定事業者以外の事業者が、二種指定事業者に対して請求することが適当な接続料水準の在り方については、今回の接続料の算定方法や算定結果の検証方法の見直しを踏まえた各事業者の取組状況を注視しつつ、引き続き検討を深めることが必要ではないか。【資料 13】

## 2. モバイルネットワークインフラの利活用

### (1) 鉄塔等の設備共用ルール

#### 1) 主な意見

- 提案募集等の結果、イー・モバイル等からは、資源の節約・有効利用、事業者のコスト削減や環境整備の観点から、鉄塔等の設備共用のルール化に賛同の意見が示された。また、ソフトバンクからは、共用は、費用分担の面等から断念せざるを得ないケースも多く存在するため、ルール整備が必要との意見が示された。
- これに対し、STNetからは、電気通信市場では、設備競争がサービス競争の根幹であり、安易に設備共用をルール化した場合、鉄塔等の設備を建設して競争している事業者に不利となり、設備競争の後退につながるとの意見が示されるとともに、KDDI等からは、現状でも必要に応じて設備共用は事業者間で行っており、共用の是非や方法は、原則事業者間協議に委ねることが適当との意見が示された。

#### 2) 考え方

- 移動通信事業は、限られた周波数の割当を受けて行うものであるため、原則として、自ら全国ネットワークを構築して事業展開を図ることが必要である。鉄塔等の共用は、これまで事業者間協議を通じた自主的な取組として行われてきたところであり、その義務付けには設備競争を阻害する懸念が示されているため、鉄塔等の共用をMNO(移動通信事業者: Mobile Network Operator)に義務付けることまでは必要ないのではないか。【資料 14】
- 他方、景観条例等によって複数の鉄塔建設が制限される場合がある中で、自ら鉄塔等を設置しようとしてもできない場合があることも事実であるため、事業者間協議を通じた自主的な共用という現行の枠組みをベースとしつつ、事業者間協議の一層の円滑化を図ることにより、鉄塔等の共用の促進を図ることが利用者利便の向上の観点から必要とされるのではないか。【資料 15】
- 具体的には、電柱・管路等の線路敷設基盤の有効活用を図る観点から、2001年に「公益事業者の電柱・管路等使用に関するガイドライン」が策定されたところであるが、鉄塔等のネットワーク構築を行う上で基盤となる設備の有効活用を図ることは、利用者利便の向上に資すると考えられることから、総務省においては、「公益事業者の電柱・管路等使用に関するガイドライン」を改定し、鉄塔等の共用に関する申込手続や拒否事由等を定めることが適当ではないか。

○また、鉄塔等の共用について、上記ガイドラインの適用等を含めて紛争事案が発生した場合、これを解決する事後的な紛争処理機能が存在することは、鉄塔等の共用促進に大きな効果を有することになる。総務省においては、鉄塔等の共用に係る一般的な事業者間協議が不調の場合等にも、総務大臣裁定等の対象となるように所要の措置を講じることが適当ではないか。

## (2)ローミングの制度化

### 1)主な意見

○提案募集等の結果、STNetやMVNO協議会等からは、設備競争の後退につながるため、ローミングは制度化すべきではないとの意見や、電波免許を取得して自ら全国網を構築する義務の放棄であるとして、同一カテゴリー同士のネットワーク利用は禁止されるべきとの意見が示された。

○他方、NTTドコモからは、ローミングのルール化そのものには否定しないが、設備構築インセンティブや健全な設備競争維持の観点から、ローミングはあくまでも新規参入事業者を対象とし、その免許条件で課されたエリア構築が完了するまでの間の時限的措置として位置付けることや、ローミングのルールは全携帯事業者を対象とすること等の条件の明確化が必要との意見が示された。

○これに対し、ソフトバンクからは、新規参入事業者に対象を限定することなく、景観条例の規制等により複数事業者の基地局設置が困難な場合は、既存事業者へのローミングを含めた義務付けを市場シェアの高い二種指定事業者に対し行うべきとの意見が示されるとともに、800MHzと2GHzではカバレッジに差異が生じることから、緊急通報に限ったローミングでは不十分であり、公益性・緊急性の高い家族や知人への安否連絡を含むその他通信も対象とすべきとの意見も示された。

### 2)考え方

○MNOによる他MNO網利用の問題についても、設備競争とサービス競争のバランスを図る観点から検討することが必要ではないか。この際、移動通信事業は、有限希少な電波の割当てを受けて行う事業であり電波の有効活用が求められること、また基地局を整備すればそのエリア内の個々の利用者向けに物理的な回線の敷設が必要ないため、固定通信に比べるとネットワーク構築(設備競争)が容易と考えられることから、原則として自らネットワークを構築して事業展開を図ることが必

要と考えられる点にも留意が必要ではないか。

○上記の点を踏まえると、具体的な検討・整理は、「競争促進や利用者利便向上等（サービス競争）の観点から許容されるような利用形態等」と「電気通信の健全な発達等（設備競争）の観点から慎重に検討が必要な利用形態等」に分けて行うことが適当と考えられるが、現在のMNO間の網利用の実態等にかんがみると、更に以下のような場合に分けて検討することが適当ではないか。

- a. 両当事者が合意している場合、合意していない場合
- b. 市場が同一の場合、同一でない場合  
(市場としては、例えば、携帯電話市場(3G、3.5G、3.9G)、WiMAX・次世代PHS市場、PHS市場の3つを観念することが考えられる)
- c. 他網の利用を希望する事業者が、当該市場において、新規参入事業者の場合、既存事業者の場合
- d. その他、他網の利用に一定の合理性を有するやむを得ない理由がある場合、そのような理由がない場合

#### ①両当事者が合意している場合

○1984年の電気通信事業法(以下「事業法」という。)の制定以降、MNOを含む第一種電気通信事業者は、自ら電気通信回線設備を設置してサービス提供することを原則とする運用がなされてきたが、2001年の事業法改正で、卸電気通信役務制度が導入され、第一種電気通信事業者も他の事業者から卸電気通信役務の提供を受けることが可能となるなど、電気通信事業者のネットワーク構築の柔軟化が図られてきており、現行の事業法上、MNOによる他MNO網の利用を禁止する規定は存在しない。

○したがって、自らネットワーク構築して事業展開を図ることが原則ではあるが、競争促進や利用者利便向上等（サービス競争）を実現するような利用形態であれば、MNOによる他MNO網の利用は、許容されるべきではないか。具体的には、上記b～dに照らして考えると、以下のような形態が想定されるのではないか。

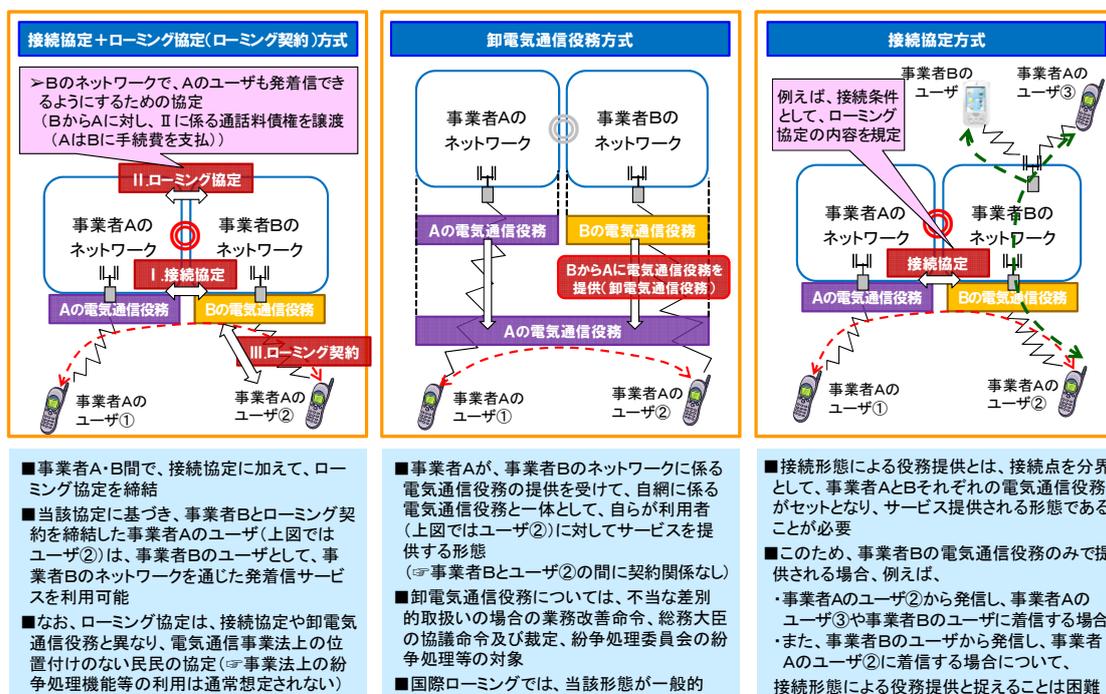
- 自網で提供するサービスと異なる市場のサービスを提供するために、他MNO網を利用する形態(例:携帯事業者によるWiMAX事業者網の利用)
- 新規参入MNOが、認定開設計画等に基づき、自らのネットワークを全国展開するまでの間、暫定的に他MNO網を利用する形態
- トラフィックの急増により、ネットワーク容量が逼迫している既存MNOが、新たな周波数の割当を受けたり、自らのネットワークを増強するまでの間、暫定的に他MNO網を利用する形態

○他方、MNO間で同意している場合であっても、例えば、あるMNOが、自網を他MNOとMVNO(Mobile Virtual Network Operator: 自らは周波数の割当を受けることなく、MNO網を利用してサービス提供をする事業者)の双方に利用させることがある場合に、MNO向けには大幅割引料金を適用するなど有利な取扱いをすることにより、MNOとMVNOとの間の公正競争環境を阻害するような形態は、電気通信の健全な発達の観点から、事業法上の問題となる可能性があり得るのではないか。

## ②両当事者が合意していない場合

○MNOによる他MNO網の利用形態の法的位置付けは、「接続協定+ローミング協定方式」「卸電気通信役務方式」「接続協定方式」の3パターンが考えられる。

【図：MNOによる他MNO網の利用方式】



当該3方式を前提として、まず「①両当事者が合意している場合」に許容されるとした形態について、「②両当事者が合意していない場合」に、その実現に向けて促進を図ることが必要か否か、またその促進を図ることが不要と判断する場合に、接続協定方式が提供される場合を想定して、接続の拒否事由等に整理することが必要か否かを検討する。

○「①両当事者が合意している場合」に許容されるとした形態については、あくまでもMNOは自らネットワークを構築して事業展開を図ることを原則とする以上は、両当事者が合意していない場合にまで、積極的にその促進を図るべきものとすることについては、慎重な判断が必要ではないか。他方、その実現に向けた事業者間

協議の可能性を積極的に排除すべきではないことから、接続協定方式での実現を回避するために、接続拒否事由に位置付けることまでは必要ないのではないか。

○次に、電気通信の健全な発達等(設備競争)の観点から慎重に検討が必要な利用形態等については、例えば、過疎地域等での基地局整備や高トラフィックエリアでの設備増強等のトラフィック対策を怠っている既存MNOが、同一市場の競合MNOが全国整備したネットワークを低廉な料金で利用してサービス提供を確保するような形態がこれに該当すると考えられるのではないか。このような形態が認められると、クリームスキミングが助長され、収益性が低い地域でのネットワーク構築インセンティブが損なわれるおそれがあるため、設備競争促進の大きな阻害要因となる。このため、このような形態が接続協定方式で実現可能とならないように、当該形態を接続の拒否事由に該当すると整理することが適当ではないか。

○これらに関連して、ソフトバンクからは、800MHz帯の保有者には、2GHz帯の保有者に対するローミングを義務付けるべきとの意見が示されているが、800MHz帯保有者に対してローミングを義務付けるためには、周波数帯の差が関係事業者間の競争環境に重大な影響を与えており、それがシェアの変動等に照らして、公正競争上の阻害要因と認められることが必要ではないか。以下の点等を踏まえると、競争政策という観点から言えば、800MHz帯保有者にローミングを義務付けてサービス競争を促進する必要性も乏しいと考えられるのではないか。【資料 16】  
➢800MHz帯保有者のNTTドコモは、シェアが低減傾向にあるのに対し、2GHz帯保有者のソフトバンクは、シェアは拡大傾向にあること【資料 17】  
➢また、既にソフトバンクの人口カバー率は、約99.98%(2009年2月末)に達している状況にあること

○他方、公正競争環境下で事業者間競争を通じて提供されるべきサービスと、事業者間競争とは無関係に、国民の生命・身体等に危険が生じた場合などに公益的見地から必要とされる通信手段とは区別して考えることが必要ではないか。例えば、国民の生命・身体に危険が生じた場合の緊急通報手段の確保は、公益的見地から重要であり、緊急通報に関するローミングは、EUでもほとんどの国で実施されている状況にあること等から、我が国でも、緊急通報手段を確保する観点から他MNO網によるローミングが可能となることが望ましいのではないか。【資料 18】

○緊急通報に限定したローミングについては、法令上緊急機関から発信者による呼び返しができる仕組みが必須であること等の課題があるが、他MNOから緊急通報に限定したローミングの要望を受けたMNOは、公益的見地からの重要性にかんがみ、その実現に向けて、これらの課題解決のための検討・協議を積極的に行うことが必要ではないか。

## 第2章 固定ブロードバンド市場の公正競争環境の整備

### 1. FTTxサービス

#### (1) FTTHサービスの屋内配線

##### 1) 法的位置付け

###### ① 戸建て向け屋内配線

###### ア 主な意見

○提案募集等の結果、KDDIからは、一種指定設備としてルール化するのが最もシンプルで分かりやすい制度となるが、それに時間を要するのであれば、当面は、現状のコロケーションスペースの扱いと同様、接続約款にその取扱いを規定することも一案との意見が示された。

○これに対し、NTT東西からは、屋内配線は、利用者宅内に誰もが自由に設置できる設備であり、その設置工事も、工事担任者の資格があれば誰でも実施可能。NTT東西も工事会社に委託して実施しており、他事業者も同様に実施可能かつ現に実施している。更に、工事現場の施工者判断によって採否が決まる工法次第で回線の法的位置付けが左右されるべきでないとの意見が示された。

###### イ 考え方

○NTT東西の設置するFTTHの戸建て向け屋内配線は、以下の点から、一種指定設備に該当すると整理することが適当と考えられるが、具体的な接続条件の策定に当たっては、屋内配線が利用者宅内に設置されている点に留意する必要があるのではないか。【資料 19・20】

- NTT東西の戸建て向け屋内配線は、NTT東西のFTTHシェア(約74%)と基本的に同水準となり、接続事業者による転用を想定すると、その適切かつ公平な利用条件を確保し、利用者がサービス提供事業者を柔軟に変更可能な環境を整備することが、FTTH市場の事業者間競争を促進する上で重要となること
- また、そもそも外壁の内外で位置付けを違える取扱いに合理性を見出すことは困難であるが、この取扱いの下では、引込線と屋内配線の帰属する部門が異なることとなるため、両部門を抱えるNTT東西は、引込線と屋内配線で工事が1回で済むのに対し、接続事業者は、引込線と屋内配線で工事が2回必要になるなど、同等の競争条件が確保されないおそれがあること

➤加えて、現在、コスト削減の観点から、「引き通し」形態による屋内配線の設置が進められているが、一種指定設備である引込線と一体となった屋内配線の設置は、引込線を設置しているNTT東西のみが可能であり、接続事業者には可能とは言えず、この点からもイコールフットイングが確保できないおそれがあること

## ②マンション向け屋内配線

### ア 主な意見

○提案募集等の結果、KDDI、NTT東西からは、(戸建て向けとマンション向けを特に区別せずに意見が示されたため、)戸建て向けで記述したものと同様の意見が示されたが、NTT東西からは、マンション向け屋内配線を念頭に、屋内配線には、メタルケーブル、光ケーブル、同軸ケーブル等多様な形態があるほか、その設置主体も、利用者自身やビル・マンションオーナー、通信事業者、CATV事業者等様々であることが一種指定設備に該当しない理由として示された。

### イ 考え方

○以下の点を踏まえると、FTTHのマンション向け屋内配線は、戸建ての場合と異なり、一種指定設備に該当すると整理する必要はないのではないか。【資料21】

➤戸建て向けの場合と異なり、マンション向けの場合は、事業者設置や事業者外設置の屋内配線が混在する中で、NTT東西のFTTHのシェアとマンション向け屋内配線のシェアは、連動しない面があること

➤特に、NTT東西では、既設の電話用メタル回線を活用するVDSL方式がマンション向けFTTHの約97%を占めている状況にあり、かつ大半の利用者が売切制を選択する中で当該メタル回線の設置主体が利用者に移転しているため、マンション向け屋内配線に占めるNTT東西設置の屋内配線は、戸建ての場合よりも低い割合となっていること

➤更に、工事回数の同等性確保の面に着目すると、マンション向けFTTHでは、NTT東西の局舎からマンション共用部までの回線敷設と、マンション向け屋内配線の敷設は別々に行うことが一般的であることから、戸建て向けの場合と異なり、NTT東西と接続事業者の間の工事回数の同等性確保を考慮する必要はないと考えられること

○ただし、現在、NTT東西は、マンション向け屋内配線について光配線方式を推進しており、今後NTT東西が設置する屋内配線の増加が予想されるため、NTT東西のマンション内既設屋内配線は、従来と同様、「接続を円滑に行うために必要な事項」として整理することが適当ではないか。

## 2) 転用ルールの扱い

### ① 主な意見

- 提案募集等の結果、KDDIからは、利用者利便の向上や二重投資による国民的不経済の回避等から、まずは事業者資産の屋内配線について早期に転用ルールを定め、接続約款に条件を規定することが必要との意見が示されるとともに、戸建ての場合は、外壁から室内への引込箇所の処理方法(キャビネットの設置等)の整理が必要となるが、解決困難な課題が残っているわけではないとの意見も併せて示された。
  
- これに対し、NTT東西からは、屋内配線は、利用者宅内に設置する設備であり、利用者の意向を踏まえずに、事業者間のみで転用をルール化しても実行上難しい面があるため、まずは事業者間の意識合わせから始めることが必要との意見が示されるとともに、屋内配線の転用に際し、利用者から設置場所の変更等の要望がある場合は、残置配線を撤去し屋内配線を新設する必要があるため、結果として残置配線の再利用が困難となるケースがあるとの意見も併せて示された。

### ② 考え方

#### ア 戸建て向け屋内配線

- NTT東西のFTTHのシェアは、既に約74%に達しており、引き続き増加傾向にある中で、以下の点を踏まえると、キャリアチェンジに係るボトルネック要因を軽減し、FTTH市場における事業者間競争がより有効に機能する環境を整備するためには、NTT東西の屋内配線の転用ルールを整備することが必要ではないか。【資料 22・23】
  - 光ファイバの屋内配線には、メタルの屋内配線と異なり、売切制が存在しないため、NTT東西のFTTHユーザ(戸建て向け)の屋内配線は、すべてNTT東西が設置したものとなっていること
  - このため、NTT東西のFTTHユーザが、サービス提供事業者を変更する場合には、NTT東西の屋内配線を転用することができないと、既設配線の撤去、新規配線の敷設が必要となるが、このことは、2回の工事が必要となる点で利用者負担を生じさせるとともに、当該負担の存在自体が、NTT東西による既存顧客のロックイン効果を生じさせることになること
  
- この際、屋内配線の転用には、利用者宅外壁へのキャビネットボックスの設置・汎用化、利用者宅内への光コンセントの設置・汎用化、屋内配線の権利の帰属関係など、関係事業者間の協議により定めることが適当な事項があることから、

これらの事項について、関係事業者間等で速やかに協議し内容を整理した上で、転用ルールの整備に活用することが適当ではないか。【資料 24】

- また、転用ルールの整備に当たっては、他事業者設置の屋内配線の転用を促進する観点から、NTT東西の屋内配線の転用は、自らの屋内配線の転用を認めている事業者に限って認めるといった考え方を採用することが適当ではないか。

## イ マンション向け屋内配線

- 接続事業者が転用ルールの整備を求めているのは、NTT東西設置のマンション向け屋内配線のうち、売切制の採用されていない光ファイバ回線についてであるが、光ファイバ回線を屋内配線とする光配線方式は、未だマンション向けFTTH契約数の約3%を占めるに過ぎず、転用対象となるマンション向け屋内配線の割合は、必ずしも多いとは言えない状況にある。

- しかし、以下の点を踏まえると、現在、NTT東西のマンション向け屋内配線については、「接続を円滑に行うために必要な事項」として、その転用がルール化の対象となっている点を踏まえ、これをベースとして、転用ルールの充実・改善を行うことが必要ではないか。【資料 22・23】

- NTT東西は、現在、光配線方式による屋内配線の設置を推進しているところであるため、NTT東西のFTTHシェアの拡大傾向が継続する中で、今後は、マンション向け屋内配線でも、NTT東西が設置する光ファイバ屋内配線の割合が増加することが想定されること
- マンション向けFTTHの場合は、マンション一棟ごとに一の事業者が契約を獲得する機会が多く、屋内配線の転用ができない場合には、既存事業者による顧客のロックイン効果が一層高いことから、屋内配線を転用する必要性・有用性は、戸建て向けFTTHの場合よりも高いと考えられること

- この際、マンション向け屋内配線についても、転用をする際に、関係事業者間の協議により定めることが適当な事項があることから、転用ルールの整備に当たっては、これらの事項について、関係事業者間等で速やかに協議し内容を整理することが適当であり、また他事業者設置の屋内配線の転用を促進する観点から、NTT東西の屋内配線の転用は、自らの屋内配線の転用を認めている事業者に限って認めるといった考え方を採用することが適当ではないか。【資料 24】

## (2)ドライカップのサブアンバンドル(FTTRサービス)

### 1)主な意見

- 提案募集等の結果、ソフトバンクからは、FTTRサービスが既存のドライカップからの切替需要以上に、メタル回線の新たな需要創出に資するものであることを考慮すると、むしろメタル回線の芯線利用率の向上に寄与し、ドライカップ接続料の上昇傾向が緩和する効果が期待されるとの意見が示された。また、上部区間の利用は、保守対応時の一時的利用にとどまるため、保守に係る費用負担は、現行接続約款や利用者向け契約約款(DSL故障対応機能、配線設備専用料等)を準用する案が、黎明期の暫定案として考えられるとの意見も併せ示された。
- 他方、NTT東西からは、上部区間を保守のみの利用に限定する場合であっても、上部区間を利用して遠隔保守をしている以上、上部区間は現に利用されていることに変わりはないこと、また通常のドライカップによる利用形態に比べても、減価償却費や保守費などのコスト的な差異がないことを踏まえれば、現行のドライカップ接続料と異なる新たな接続料を設定する必要はないとの意見が示された。

### 2)考え方

- ドライカップのサブアンバンドルについては、下部区間のみをFTTRに用いるメタル回線について、その上部区間が他に転用できなくなる点と、当該メタル回線の下部区間の保守のためには上部区間が必要となる点がコスト負担の面から問題となる。
- まず、上部区間が他に転用できなくなる点は、IP化の進展により、メタル回線の芯線利用率が減少傾向にあり、接続料原価に算入される未利用芯線の割合・コストが増大していることに起因してドライカップ接続料が上昇している中で、接続事業者からはドライカップ接続料の上昇を抑えるような施策が要望されている状況を踏まえ検討する必要がある。
- この点については、FTTRが、未利用芯線となっているメタル回線を利用して提供される場合と、現在利用中のメタル回線を巻き取って提供される場合に分けて検討することが適当である。その結果は、以下のとおりである。**【資料 25】**
  - 未利用芯線となっているメタル回線を利用して提供される場合は、下部区間のコストだけでも、ドライカップ接続料の原価から控除され、FTTRの接続料原価に算入されることになるため、ドライカップ接続料の上昇を抑制する効果が期待可能である。
  - また、現在利用中のメタル回線を巻き取って提供される場合は、「割り勘要員」を

減少させる点でドライカップ接続料の上昇を招来する面があるが、FTTRとは無関係に未利用芯線は増加傾向にあるため、上部・下部区間ともに未利用芯線コストになる可能性のある芯線について、下部区間だけでもFTTRでコスト負担すると捉えれば、ドライカップの接続料の上昇を抑制する効果が期待可能である。

○このように、FTTRには、ドライカップ接続料の上昇を抑制する効果が期待可能であるが、これに加えて、現在FTTH市場でNTT東西のシェアが継続的に高まっている状況の中で、FTTx市場での競争促進手段としての役割や、過疎地等でのブロードバンドサービス提供手段としての役割も期待し得ることにかんがみれば、FTTR提供コストの負担軽減に資するドライカップのサブアンバンドルを行うことが適当ではないか。

○この場合、サブアンバンドルした下部区間の保守のために、上部区間が必要となる点についてコスト負担の在り方が問題となるが、以下の点を踏まえると、FTTRの提供事業者が、下部区間の故障対応に係る一時的利用に必要なコストを負担すれば、上部区間のコストをすべて負担させる必要はないのではないか。

- 上部区間を保守に利用すると言っても、常時利用するのではなく、接続事業者のサービス提供に支障が生じた場合であって、NTT東西の役務区間の障害等が原因と判断されたときに限り、障害箇所を特定するために一時的に利用するものに過ぎないこと
- また、そもそもドライカップ接続料は、故障箇所の特定費用や修理費用が含まれた料金となっているので、サブアンバンドルメニューで下部区間の接続料を支払えば、下部区間に係る故障箇所の特定費用や修理費用を負担していると考えることが可能であること

## 2. DSLサービス

### (1)電話重畳型DSLサービスの事業者名申込み

#### 1)主な意見

- 提案募集等の結果、ソフトバンクからは、回線名義人の権利保護に関しては、DSLサービスの提供事業者は、DSL事業者であり、そのあずかり知らぬところで契約解除されることは問題であるため、契約解除の受付等は、DSL事業者で行うことを基本とすべきとの意見が示された。
- また、申込スキームに係る改修費用の負担に関しては、STNetからは、回線管理運営費に算入すると、当該スキームを利用しない事業者もコスト負担することとなり、受益者負担の原則に反するとの意見が示される一方、ソフトバンクからは、当該スキームの実現により、回線名義人名の照合作業が不要となる等のコスト減が生じ、当該スキームを利用しない事業者にもメリットが生じることから、回線管理運営費に算入してコスト回収すべきとの意見が示された。

#### 2)考え方

##### ①回線名義人の権利保護

○回線名義人の意思に反するDSL契約の申込みが行われた場合、その解除の検討を検討する際には、回線名義人の権利保護を尊重しつつ、DSLサービスの提供事業者に事前に情報提供が行われるように留意することが適当である。

○この点について、以下のような方向で、基本的に事業者間協議で合意が行われたところであり、当該内容は、上記考え方に照らして妥当なものと認められるのではないか。

- 回線名義人から契約解除の申出があった場合、NTT東西は、回線名義人に対し、DSL事業者に申出を行うように誘導する。
- ただし、回線名義人が、自らとは契約関係のないDSL事業者に対し申出を行うことを拒否した場合であって、無断で回線重畳された等として、DSL事業者に対する卸電気通信役務契約を速やかに解除するよう求めたときには、NTT東西は、DSL事業者にその旨を通知した上で、解除を行う。

##### ②申込みスキームに係る改修費用等の負担

○事業者名申込みスキームに係る改修費用等については、ラインシェアリングの回線管理運営費に算入することの適否が問題となる。

○ラインシェアリングの回線管理運営費には、電話回線と重畳するための名義確認に係る費用が含まれているため、事業者名申込みスキームが実現すると、回線名義人名の照合作業が不要になることに伴い、名義確認に係る費用が減少することになるが、他方、事前拒否登録作業やシステム改修等に伴い、費用が増加することになる。【資料 26】

○事業者名申込スキーム導入による費用の増減について、NTT東西に試算を依頼したところ、当該スキーム導入によるコスト増(0.5%が事前拒否登録と想定)は、5年間で約4.2億円であり、コスト減は、全事業者の利用を想定すると、3～4年、当該スキームの利用を希望する事業者のみの利用を想定すると、5～6年でコストの増分と同水準になるとの結果が示された。

○この点、コスト減は、毎年度、同水準で発生するのに対して、コスト増は、事前拒否登録作業等が発生する1年目に、全体の半額以上発生するため、3～4年以上事業継続するDSL事業者であれば、コスト増をコスト減で回収可能だが、それよりも短期間で市場退出する事業者は、コスト増をコスト減で回収できないことになる。このため、DSL事業者の中でも、今後の事業計画に差異があることを想定すると、事業者名申込みスキームを利用する事業者か否かによって、回線管理運営費を区別して設定することが、事業者間の公平性確保の観点から適当ではないか。

## (2)回線名義人情報の扱い(洗い替え)

### 1)主な意見

- 提案募集等の結果、ソフトバンクからは、NTT東西の回線名義人情報が常に最新のものとなっていないことにより、接続事業者において過大なコスト負担、開通遅延、申込みキャンセルによる機会損失及び申請手続の煩雑化等の問題が生じていることは、これまでの議論で明らかとの意見が示されるとともに、具体的な取組として、加入電話の料金請求書に回線名義人情報を記載し、個々の契約者が回線名義人情報を即時に確認可能とする運用を実施すべきとの意見も併せて示された。
- これに対し、NTT東西からは、ソフトバンクの提案は、回線名義人の名前を本人以外に知らせてしまうため、個人情報保護の観点から問題が多いとの意見が示されるとともに、事業者名申込みスキームが実現すれば、名義人確認に係る諸問題は解決されるとの意見も併せて示された。

### 2)考え方

- 回線名義人情報の更新が必要となるのは、回線名義人と請求書送付先が異なっている場合が多いと考えられること等から、NTT東西は、回線名義人と請求書送付先が異なるか否かを調査した上で、回線名義人と異なる請求書送付先に対し、回線名義人と不一致である旨を請求書等に記載して名義変更案内を送付する取組を行うことが適当ではないか。【資料 27】
- これに加えて、請求書送付先と異なる回線名義人に対して、その旨を明らかにして名義変更案内を送付することについては、請求書とは別に送付することが必要となる点等にもかんがみ、回線名義人と異なる請求書送付先に対して行う名義変更案内の送付の効果等も見据えた上で、検討することが適当ではないか。
- また、回線名義人の不一致が生じる原因として、相続等により加入電話契約者の地位に承継があった場合に、相続人が届出を行っていないことが考えられるため、例えば、契約手続等の過程で回線名義人の変更が必要であることが判明した場合は、NTT東西は、承継手続が必要である旨を伝達するなど、引き続き回線名義人の洗い替えが促進されるように取り組むことが適当ではないか。【資料 28】
- なお、NTT東西以外の事業者も、個人情報の保護に関する法律等に基づき、契約者情報を最新かつ正確に保つように努めることが必要とされていることにかんがみ、回線名義人情報の洗い替えに適時適切に取り組むことが適当ではないか。

### 3. 固定ネットワークインフラの利活用

#### (1) 中継ダークファイバの空き芯線がない区間でのWDM装置の設置

##### 1) WDM装置の既設区間

###### ① 主な意見

○提案募集等の結果、関西ブロードバンドほか複数事業者からは、非ブロードバンド地域の基盤整備の円滑化等の観点から、WDM装置の既設区間について空き波長の貸出ルールの整備を求める意見が示された。併せて、情報開示に関し、WDM装置の設置区間や貸出可能波長数等の事前開示を求める意見も示された。

○これに対し、NTT東西からは、代替手段のコンサルティングの利用実績も僅少であり、WDM装置の既設区間の空き波長の利用要望も不明であることから、空き波長の貸出ルールの整備は時期尚早との意見が示された。併せて、情報開示に関し、事前開示には、システム化が必要となり相当のコストや時間を要し、空き波長の貸出コスト等の高額化を招来するおそれがあるため、個別の要望に応じた事後的な対応が現実的との意見も示された。

###### ② 考え方

###### ア 貸出ルールの扱い

○NTT東西の中継ダークファイバの全区間のうち、WDM装置が設置されている区間は、現在20%～30%存在しており、これをDランク区間について見ると、10%～15%の区間にWDM装置が設置されている状況にある。これは、2008年3月に商用サービスを開始したNGNが、WDM装置の利用を前提として中継ネットワークを構築していることが影響していると考えられる。

○WDM装置の設置区間は、今後NGNの提供エリアの拡大に伴い増加することが想定される状況にあり、空き波長の貸出には、以下のようなメリットがあることにかんがみれば、総務省においては、WDM装置の設置区間における中継ダークファイバの空き波長をアンバンドルして、接続料や接続条件などの貸出ルールの整備を行うことが適当ではないか。

➢ 空き波長の貸出ルールの整備を求める事業者が現に存在することから、当該事業者による円滑なネットワーク構築が実現し、競争促進に資すること

- 空き波長を利用する事業者は、その分、WDM装置のコストを負担することになるため、WDM装置のコストを原価とする接続料(専用線等)の低減効果を期待することも可能であること

## イ 接続料算定上の扱い

○WDM装置の既設区間における空き波長の貸出ルールを整備する場合、接続料算定上、次の3つの課題を整理することが必要となる。**【資料 29】**

- 第一は、接続料の算定上、中継ダークファイバの1芯と波長分割後の1波長を同一の単位として捉えるべきかどうかの問題である。
- 第二は、接続料の算定上、WDM装置の費用について、中継ダークファイバの接続料原価に算入すべきかどうかの問題である。
- 第三は、接続料の算定上、接続事業者は、1芯の中継ダークファイバ・WDM装置の接続料原価のうち、利用波長相当分としてどの割合を負担すべきかという問題である。これについては、「a.当該区間の『総波長数』に占める利用波長数の割合」、「b.当該区間の『総利用波長数』に占める利用波長数の割合」の2案が考えられる。

○第一の問題については、中継ダークファイバを1芯として利用する場合は、接続事業者は、自社の利用目的に応じ最適な伝送装置を選定することにより、自由に伝送方式や伝送容量を設定・変更することが可能である一方、波長分割後の1波長を利用する場合は、伝送方式や伝送容量等が、NTT東西のWDM装置の仕様によって限定されることになり、両者は利便性や効用が異なることにかんがみれば、中継ダークファイバの1芯と波長分割後の1波長は、同一の単位として捉えるべきではないのではないか。

○第二の問題については、通信速度単位で貸出しを行うWDM装置とメートル単位で貸出しを行う中継ダークファイバでは、貸出単位が異なり、WDM装置の費用を中継ダークファイバの接続料原価に算入した形での接続料設定は困難と考えられるため、WDM装置の費用は、中継ダークファイバの接続料原価に算入することは適当ではないのではないか。また、WDM装置の種類・容量・空き波長は、区間によって区々であるため、WDM装置の接続料は、当面は、個々の区間ごとに設定することが適当であり、その単金化は、今後の空き波長の利用状況等を踏まえ検討することが適当ではないか。

○第三の問題については、WDM装置を設置して1芯を波長分割する場合、将来の需要に応じて余剰波長を設けることが一般的であり、また今回貸出ルールを整備して接続事業者による利用を想定すれば、一定程度の未利用波長の存在

することが、接続事業者にとっても必要となる。未利用芯線のコストは、加入光ファイバ接続料やドライカップ接続料でも、接続料原価に算入され、接続事業者が負担していることとの平仄を考えれば、一波長の接続料は、未利用波長について接続事業者が応分の負担をすることとなる「b.当該区間の『総利用波長数』に占める利用波長数の割合」を採用し、この割合を接続事業者が負担する形で設定することが適当ではないか。

## ウ 情報開示ルールの扱い

○WDM装置の既設区間に空き波長が存在している場合でも、接続事業者は、当該空き波長の存在が把握できない状況となっている。このため、空き波長の貸出ルールを整備しても、当該空き波長に係る情報開示が有効に行われないと、これまでと同様に、接続事業者による円滑な利用が図られないおそれがあることから、情報開示ルールの整備を行うことが必要ではないか。

○この点、空き波長の常時把握・随時更新には、システム化が必要であっても、WDM装置の設置区間か否かの情報の事前開示には、それほどコスト・時間を要しないと考えられることから、総務省においては、特に中継ダークファイバの空き芯線がない区間について空き波長の利用を求める事業者が多いと考えられる点を踏まえつつ、事前開示に要する時間・コストとの関係で、事前開示が適当な情報と事後的な対応が現実的な情報に整理をした上で、可能な限り必要な情報が事前に開示されるように情報開示告示の改正を行うことが適当ではないか。

## 2)WDM装置の未設区間

### ①主な意見

○提案募集等の結果、ソフトバンク等からは、WDM装置の設置以外に代替手段が存在しない場合、又は他の代替手段がWDM装置の設置と比べてコスト面等で現実的でない場合があることを考慮すると、NTT東西にWDM装置の設置を義務付けるべきとの意見が示された。

○これに対し、NTT東西からは、WDM装置の設置義務化は、当社が自ら利用する予定のない設備を新たに設置することを強制するものであり、現行の接続ルールが既存設備の貸出を前提としたものである以上、採用されるべきではないとの意見が示された。また、STNetからは、WDM装置の設置義務化は、設備競争を行っている事業者の公正競争条件を阻害するため不要との意見が示された。

## ②考え方

○Dランク区間でネットワークを構築する場合は、ATM専用線等の他の選択肢も含めて最も合理的な選択肢を検討することが必要であること、また今回、WDM装置の既設区間における空き波長の貸出ルールを整備するため、まずはその利用状況等を踏まえてWDM装置に対する実需要を把握することが必要であることから、現時点でWDM装置の設置を義務化することは適当ではないのではないか。

○ただし、Dランク区間におけるネットワーク構築に際し、他の選択肢を採用することが経済的に見て現実的でなく、他の有効な手段がない場合は、WDM装置の設置が最終的な手段として期待される場所である。このような場合には、NTT東西からも、国や自治体等で費用負担することを前提に、WDM装置の設置を検討する考えが示されているため、NTT東西においては、Dランク区間でのネットワーク構築の可能性を高める観点から、代替手段のコンサルティングの対象にWDM装置の設置も含めるようにすることが適当ではないか。

## (2)中継ダークファイバに係る経路情報の開示

### 1)主な意見

- 提案募集等の結果、ソフトバンク等からは、新規・既存の中継ダークファイバの両方に関し、異経路構成を確認・保証する仕組みが必要との意見が示された。
- これに対し、NTT東西からは、異経路構成の確認は、他事業者の要望に応じ既に調査を実施しており、今後も同様の対応を行う考えであるが、異経路構成の保証は、支障移転等により経路が変更され、異経路が維持できなくなるおそれがあることから、将来に渡る保証は困難との意見が示された。

### 2)考え方

- 中継ダークファイバの異経路構成の確認等の手段としては、①経路情報の事前開示、②異経路構成の確認、③異経路構成の保証の3つが考えられる。**【資料 30・31】**
- まず、経路情報の事前開示については、セキュリティの確保された信頼性のあるサービスを利用者に対し提供することが可能となる一方、経路情報のデータベース化が必要となり、これには一定のコストを要するだけでなく、事業者の要望に応じて更に個別の調査が必要となることもあり得る。加えて、経路情報の開示には、セキュリティ上の問題が懸念されるため、他に同等の効果が得られる代替的な手段がある場合は、経路情報を開示することが必須とまでは言えないのではないか。
- 次に、異経路構成の確認については、現在、NTT東西が事業者の個別の要望に応じて実施しているところであり、これを用いれば、事前に経路情報を開示しなくても、接続事業者は、同様の効果を得ることは可能である。しかし、現在、NTT東西が行っている個別の異経路構成の確認調査は任意に行われているものであり、その手続・費用等が定められていないため、これらを接続約款に記載することにより、利用の適正性・透明性向上を図ることが適当ではないか。
- 最後に、異経路構成の保証については、将来に渡る保証は困難であるものの、異経路構成を維持できなくなる可能性があるのは、支障移転等が生じた場合であると考えられるため、NTT東西は、支障移転等が生じた時点で、過去に異経路構成の確認を行った事業者に対して、その旨を通知する取扱いを行うように接続約款上措置することが適当ではないか。

## 第3章 通信プラットフォーム市場・コンテンツ配信市場への参入促進のための公正競争環境の整備

### 1. 通信プラットフォーム機能のオープン化

#### (1) 移動網の通信プラットフォーム機能

##### 1) 検討の視点

○検討の際には、以下の点に留意することが必要ではないか。

- 通信プラットフォーム機能を提供する事業であっても、二種指定事業者が行う電気通信事業であり、公正競争条件を整備する対象という意味では、従来型の通信レイヤーの伝送サービスと変わりはないこと
- 通信プラットフォーム機能のオープン化の検討に当たっては、対象となる機能を提供する設備が二種指定設備に該当するかどうか、またアンバンドル機能に位置付けられるかどうかの判断が必要となるが、この際、通信プラットフォーム機能は、接続事業者が一方的に利用を求める機能であり、双方向型通信に係る機能に比べると、二種指定事業者に当該機能をアンバンドルする誘因が働きにくいと考えられること【資料 32】
- 現在、携帯事業者のサイトには、携帯事業者が承認を与えた「公式サイト」とそれ以外の「一般サイト」が存在しており、現在、公式サイトであることと、携帯事業者による機能提供が一体化した運用が行われているが、通信プラットフォーム機能の利用の公平性を確保する観点からは、その利用条件が適正であることが必要となるため、当該運用については、個別の機能ごとにその適否の判断が必要となること【資料 33】
- 他方、通信プラットフォーム機能は、利用者の個人情報と密接に関連するものもあるため、そのオープン化に際しては、事業者間の競争促進の面のみに重きを置くのではなく、個人情報保護の観点から適切な措置が講じられることを前提とするなど、利用者保護の視点も念頭に置いて、個別の機能ごとに慎重な判断が求められること
- また、通信プラットフォーム市場は、今後の更なる発展が期待される市場であるため、規制の導入に当たっては、事業者による創意工夫を活かしたサービス展開を阻害しないように、検討対象となる機能ごとに市場の状況や利用動向などの特性に応じ、謙抑的に判断することが必要な場合があること

##### 2) 検討対象

○提案募集等の結果、NTTドコモからは、今後、通信プラットフォームを利用した多様なサービス提供が見込まれることから、サービスの萌芽期においては、規制として導入するのではなく、市場の発展を促すような仕組みが必要との意見が示されており、他の携帯事業者からも、現行の事業者間合意での枠組みを維持し、過度の規制介入は避けるべきとの意見が示された。

○他方、モバイル・コンテンツ・フォーラムからは、モバイル市場は、通話からデータ通信（コンテンツ・サービス）への利用が広がっている現状を考えると、二種指定設備の対象としても、通話機能からコンテンツ・サービスに関する機能へ広げるべきとの意見が示されるとともに、テレコムサービス協会やMVNO協議会からは、移動網の通信プラットフォーム機能については、ネットワークを保有する携帯事業者が現状において垂直統合型で提供している認証・課金及び位置情報提供機能を対象に、MVNO事業者の要望をもとにアンバンドルの可否を検討することが必要との意見が示された。

○基本的には、事業者の意見・要望のあった機能を対象に検討することが適当であるが、接続との関連性の有無や検討に係る時間的制約等を考慮して、以下、①課金機能・コンテンツ情報料の回収代行機能、②大容量コンテンツ配信機能、③GPS位置情報の継続提供機能、④SMS接続機能、⑤携帯電話のEメール転送機能を検討対象とすることが適当ではないか。【資料 34】

#### ①課金機能・コンテンツ情報料の回収代行機能

○二種指定事業者の提供する課金機能・コンテンツ情報料の回収代行機能（以下「回収代行機能」という。）には、以下の3点が問題点として指摘されている。【資料 35】

- a. 携帯事業者の回収代行機能は、公式サイトの事業者は利用できるが、一般サイトの事業者は利用できないこと
- b. 公式サイトの事業者は、携帯事業者の回収代行機能以外の利用は認められないこと
- c. 携帯事業者以外の事業者が回収代行機能を提供する場合に、簡易な決済をするために必要な情報について携帯事業者からの提供を受けられず、また公式サイトの事業者は、携帯事業者の回収代行機能以外は利用を認められない中で、回収代行機能の多様化が困難であること

○まず上記aの問題については、携帯事業者の回収代行機能を一般サイトの事業者に開放する場合に、これを無条件で行うと、コンテンツ内容に対する携帯事業者の審査が及ばなくなるため、例えば、公序良俗に反するサイトの利用料の回収手段として利用されたり、悪質な課金による高額な料金請求が行われるなど、利用者保護の観点から問題となる事態の発生が懸念されるところである。

- この点、NTTドコモからも、現在、携帯事業者の回収代行機能について公式サイト  
の事業者のみに認めているのは、2001年のダイヤルQ2最高裁判決【資料 36】に  
おいて「通信事業者は契約者に対し、通信サービスの内容やその危険性につき具  
体性かつ十分な周知を図るとともに、その危険性の現実化を出来る限り防止する  
ために可能な対策を講じておくべき責務を負う」とされたことを踏まえたものとの意  
見が示されている。
- これに関し、当審議会の議論の中では、ダイヤルQ2事件の当時(1991年)とは、  
社会情勢が変わっており、Web上のコンテンツ内容について通信事業者  
に苦情が寄せられることはないのではないかとの意見や、仮に通信事業者  
に責任が生じて回収漏れのリスクが顕在化しても、債権譲渡等を受けない等のリスク軽減の措  
置を講じておけばよく、公式サイト・一般サイトという二分論で回収代行機能の利  
用を判断するのは適当ではない等の意見が示された。
- 携帯事業者の回収代行機能は、クレジットカード等を必要とせず、毎月の通話料と  
セットで料金回収が可能な簡易な決済手段であり、当該機能を利用してサービス  
提供可能か否かは、コンテンツ配信事業者の事業展開上重大な影響を与えるも  
のであることから、当該機能の利用の可否については、十分な合理性のある基準  
に基づき判断することが求められる。しかし、公式サイトの審査基準には、「ビジネス  
としての総合的判断」や「広告掲載基準」など、ダイヤルQ2判決の趣旨に照らし、  
回収代行機能の提供の判断に必須の基準とは考えられないものも存在するため、  
公式サイトの事業者のみに、回収代行機能の利用を認める現行の取扱いには、  
十分な合理性を認めることは困難と考えられるのではないか。
- ただし、このことは、携帯事業者の回収代行機能をすべての一般サイトに開放する  
ことが適当であることを意味するものではない。すべての一般サイトへの開放には、  
上述したような懸念が存在するため、回収代行機能の一般サイトへの開放に当た  
っては、事業者間の責任関係の明確化や利用者保護等の観点から、一定の合理  
性を有する基準に基づく審査が行われることが適当と考えられるのではないか。
- 現在、この点を含めて、携帯事業者の回収代行機能の開放については、携帯事  
業者とコンテンツ配信事業者等との間で協議が行われているところである。通信プ  
ラットフォーム市場は、サービスの萌芽期の段階であり、規制の適用には謙抑的  
であることが必要とされるため、まずは事業者間協議による合意形成を尊重する  
立場を取ることが適当ではないか。ただし、当該回収代行機能は、コンテンツ配信  
事業者の事業展開上重要性が高い機能であることから、総務省においては、当該  
機能を「注視すべき機能」に位置付けた上で、事業者間協議の進展状況を注視し、  
必要に応じて適切な対応を行うことが適当ではないか。

- 次に、上記bの公式サイトの事業者が、携帯事業者の回収代行機能以外の利用が認められない点については、携帯事業者の審査を経て公式サイトに承認された事業者の提供するコンテンツ情報料の問題であるため、ダイヤルQ2判決との関連性からでは、この扱いに合理性を認めることは困難と考えられる。
  
- 電波の割当を受けた事業者が、回収代行機能を含めて垂直統合型で事業展開を行うこと自体が否定されるものではない。しかし、公式サイト事業者の移動網の利用に当たって、自社の回収代行機能以外の決済手段の利用を認めない排他的な条件を設定することは、他の通信プラットフォーム事業者との間の公正競争上の阻害要因となるとともに、公式サイト事業者から多様な選択肢を奪う形となっている。
  
- 実際、従来一般サイトであった事業者が、公式サイトに登録する場合に、従来利用可能であった決済手段が利用できなくなるといった不都合が生じている状況にある。また、プリペイド方式の課金は、未成年者の利用過多による高額課金の抑制・防止が可能であり、公式サイトにおいても、物販の決済手段としては認められているが、コンテンツ情報料の決済手段としては、事業者の要望はあるものの、現在認められていない状況にある。
  
- 公式サイトの事業者が、携帯事業者の回収代行機能以外の決済手段を利用可能となることは、上記cの回収代行機能の多様化に資することになる。これに加えて、回収代行機能の多様化のためには、携帯事業者の回収代行機能とできる限り同等の内容・条件で、他事業者が回収代行機能を提供可能となることが必要となるが、この点、例えば、携帯事業者の認証・課金サーバに接続して、携帯事業者が決済に用いている4桁番号の提供を受けられるようになれば、他事業者も、携帯事業者と同様の簡易な決済手段を利用者に対して提供可能となるところである。
  
- 上記b・cの問題についても、現在、携帯事業者とコンテンツ配信事業者等が協議を行っているところであるため、上記aの問題と同様、事業者間協議による合意形成を尊重する立場を取ることが適当であり、総務省においては、当該機能を「注視すべき機能」に位置付けた上で、事業者間協議の進展状況を注視し、必要に応じて適切な対応を行うことが適当ではないか。

## ②大容量コンテンツ配信機能

- KDDIは、現在、大容量コンテンツの流通によるネットワークへの負荷の軽減及び違法コンテンツの排除を目的として、着うたフル・動画等の大容量コンテンツの配信については、自社のMOSサーバの利用を義務付けている状況にある。また、他事業者が、大容量コンテンツ配信用に、MOSサーバ類似のサーバを設置する

ことも認めていない状況にある。【資料 37】

○このような状況の中、MOSサーバは、現在は二種指定設備に指定されていないが、大容量コンテンツを配信する際に不可欠な設備となっており、コンテンツ配信事業者から利用料が割高との意見が示される中で、その利用の適正性・公平性を高めることが求められる状況となっている。

○この点、現在、KDDIと関係事業者間で協議が行われており、その中でKDDIは、MOSサーバの利用料の見直しを検討する考えを示していることから、まずはKDDIの自主的な取組を尊重する立場を取ることが適当ではないか。ただし、大容量コンテンツ配信をする場合に、MOSサーバの利用が不可欠となっている点にかんがみ、総務省においては、大容量コンテンツ配信機能を「注視すべき機能」に位置付けた上で、事業者間協議の進展状況を注視し、大容量コンテンツ配信機能の多様化を含め、必要に応じて適切な対応を行うことが適当ではないか。

### ③GPS位置情報の継続提供機能

○携帯事業者は、GPS位置情報の継続提供機能について基本的に公式サイト的事業者に限定して利用可能としているが、これは、個人情報保護の観点から講じている措置である。【資料 38】

○このため、このような個人情報保護の措置が講じられていない事業者に対して、GPS位置情報の継続提供機能を開放することは適当ではないが、他方、このような措置を講じる一般サイトの事業者に対して、当該機能の提供を認めることには、問題はないと考えられる。この点、個別の基準を設けた上での当該機能の一般サイトへの開放については、二種指定事業者も検討の可能性を認めている状況にある。

○このGPS位置情報の継続提供機能についても、現在、携帯事業者とコンテンツ配信事業者等が協議を行っているところであるため、上記の問題と同様、事業者間協議による合意形成を尊重する立場を取ることが適当であり、総務省においては、当該機能を「注視すべき機能」に位置付けた上で、事業者間協議の進展状況を注視し、必要に応じて適切な対応を行うことが適当ではないか。

### ④SMS接続機能

○SMS(Short Message Service)は、国内では、同一の携帯事業者のユーザ内では、SMSの送受信が可能だが、異なる携帯事業者間では、SMSの送受信ができない状況となっている。

○この点、提案募集等の結果、二種指定事業者からは、既に携帯事業者間で協議を開始しており、技術基準やサービス基準、設備改修コスト等の扱いについて検討・検証が必要との意見が示された。これに対して、二種指定事業者以外の事業者からは、早期の実現を求める意見や、昨年10月から協議を開始しているが、約5ヶ月間進展がない状況にあるため、行政等が仲介役として、目標とする実施時期等の方針を示してもらいたいとの意見が示された。【資料 39】

○本件については、携帯事業者間で協議を行っているところであるため、上記の問題と同様、事業者間協議による合意形成を尊重する立場を取ることが適当であり、総務省においては、当該機能を「注視すべき機能」に位置付けた上で、事業者間協議の進展状況を注視し、必要に応じて適切な対応を行うことが適当ではないか。

#### ⑤携帯電話のEメール転送機能

○提案募集等の結果、二種指定事業者からは、事業者間協議だけでは解決しにくい問題はないが、契約がないユーザの顧客情報管理や料金回収方法等の課題があるとの意見や、必要なスペックと設備改修等のコストとのバランスに配慮し、最も利用者利益に適う方法を慎重に判断することが必要との意見が示された。

○これに対し、二種指定事業者以外の事業者からは、SMS接続機能と同様に行政等が仲介役として目標とする実施時期等の方針を示してもらいたいとの意見や、自社の解約者向けのサービスとなるため、既に多くの契約者を有している事業者には導入インセンティブが働きにくく、事業者間協議では解決が難しい面があるとの意見が示された。

○本件についても、携帯事業者間で協議が行われており、これまでEメール転送機能の実現について、明確な反対意見は示されていないが、自社の利用者向けのサービスであるSMSとは異なり、Eメール転送は、解約者向けのサービスとなるため、事業者間協議が進捗しない状況も想定される。【資料 40】

○このため、総務省においては、まずは事業者間協議による合意形成を尊重する立場を取ることが適当であるが、当該機能を「注視すべき機能」に位置付けた上で、事業者のみで定めることが公正競争上問題となる事項の有無を含め、事業者間協議の進展状況を注視し、必要に応じて適切な対応を行うことが適当ではないか。

## (2)固定網(NGN)の通信プラットフォーム機能

### 1)主な意見

- 提案募集等の結果、テレコムサービス協会からは、NGNには、サービスプラットフォームが存在しないことから、第三者によるサービスプラットフォームの構築を可能とするため、ネットワークに与える影響の小さいものから順次インターフェース等の開放を求める意見が示された。
- これに対し、NTT東西からは、テレコムサービス協会がオープン化を求めているインターフェースは標準化が進んでいない段階にあり、日本独自の仕様でNGNに通信プラットフォームを構築することは、時間を要するとともに高コストとなるリスクが高いため、現在、標準化が進んでいるUNIやSNIの機能をより充実させていく考えであり、具体的な要望を聞かせてもらえれば、積極的に対応していくとの意見が示された。

### 2)考え方

#### ①プレゼンス情報提供機能

- まず、プレゼンス情報提供機能については、他事業者の問い合わせに応じて、SIPサーバが保有する法人ユーザ等のプレゼンス情報(ネットワークに接続しているか否か等)を提供する機能である。これは、SIPサーバが把握している情報又は把握可能な情報を提供するのであれば、個人情報保護上の措置が必要であるとしても、アンバンドルに技術的な困難性や過度の経済的負担が生じるとは考えにくいものであるため、基本的にはアンバンドルする方向で考えることが適当でないか。
- 他方、SIPサーバは、ユーザのプレゼンス情報を常時確認・把握しているわけではない。他事業者からの問い合わせの都度、SIPサーバが、ユーザの状況等を確認することが必要となる場合もあるが、例えば、プレゼンス情報提供機能の利用形態として、大規模なユーザの使用帯域を常時把握して表示するようなサービスを想定すると、SIPサーバに一定の稼働が発生するため、これがひかり電話等の品質保証型サービスに与える影響を検証する必要も生じる。
- また、そもそもSIPサーバが把握可能な情報か否かは、他事業者が要望する具体的な情報内容が明確にならないと判断することができない。このため、まずは、当該機能のアンバンドルを要望する事業者が、具体的な要望内容をもとに、NTT東西と協議をすることが適当であり、NTT東西は、その実現に向けて積極的に対応

することが適当ではないか。総務省においては、他事業者の要望状況やNTT東西との協議状況等を注視し、他事業者が提供を要望する情報内容が、SIPサーバで把握可能な情報であれば、他事業者の要望内容について技術的な困難性や過度の経済的負担が生じないかを改めて確認した上で、当該情報を提供する機能をアンバンドルするよう所要の措置を講じることが適当ではないか。【資料41】

## ②セッション制御機能

- また、セッション制御機能については、他事業者とNGNのSIPサーバが連携してNGNの二地点間(コンテンツサーバと利用者等)にセッションを開くことを可能とする機能である。この機能は、2006年7月にNTTが公表したNGNの技術資料【資料42】において、その提供を前提に今後実現方式の検討を行うこととされていた形態に類似しており、その提供に技術的な困難性や過度の経済的負担が生じるとは考えにくいものであるため、基本的にはアンバンドルする方向で考えることが適当ではないか。
- 他方、この機能についても、他事業者が要望する具体的内容が明確にならないと提供の可否が判断できない面がある。例えば、単に、他事業者からの指示により、SIPサーバが二地点間のセッションを開閉することだけであれば、当該セッション制御機能の提供は可能とも考えられ、またプレゼンス情報提供機能と異なり、大容量ユーザに係る指示を同時に処理するということも想定されにくいので、SIPサーバに発生する稼動による影響を考慮する必要も大きくないと考えられる。
- しかし、実際にビジネスとしてサービス提供する場合には、より複雑なサービス内容による機能実現が必要となると考えられるが、その具体的内容や具体的な接続形態が明確でない段階では、アンバンドルの可否を判断することが困難である。また、セッション制御機能の提供に際しては、SIPサーバに対して複数の指示が来た場合のセッション制御の方法や、NGNの外部からの指示で通信当事者に無確認でセッション制御をすることのセキュリティ又は個人情報保護上の課題等も検討が必要となるが、これにも、他事業者の具体的な要望内容が明確になっていることが必要となる。
- このため、まずは、当該機能のアンバンドルを要望する事業者が、具体的な要望内容をもとに、NTT東西と協議をすることが適当であり、NTT東西は、その実現に向けて積極的に対応することが適当ではないか。総務省においては、他事業者の要望状況やNTT東西との協議状況等を注視し、他事業者の要望内容について技術的な困難性や過度の経済的負担が生じないかを改めて確認した上で、セッション制御機能をアンバンドルするよう所要の措置を講じることが適当ではないか。【資料41】

## 2. 紛争処理機能の強化等

### (1) 電気通信事業紛争処理委員会の紛争処理機能の強化

#### 1) 主な意見

- 提案募集等の結果、KDDIからは、電気通信事業者に該当しない事業者に関する紛争事案は、現行の一般的な紛争処理手段を用いて解決することを原則とすべきとの意見が示された。
- これに対し、モバイル・コンテンツ・フォーラム等からは、通信プラットフォーム市場やコンテンツ配信市場の公正な競争環境を整備するためには、主要なプレイヤーである「電気通信回線設備を設置せず配信サーバ等の電気通信設備を利用して事業展開を行う事業者」も電気通信事業者と同様に電気通信事業法上の紛争処理の対象とすべきであるとの意見が示された。また、NTTドコモからは、紛争処理の対象範囲をコンテンツプロバイダ等に拡大する場合、対象範囲の拡大基準の明確化や法の適用範囲の整理等が必要との意見が示された。

#### 2) 考え方

- IP化・ブロードバンド化の進展等に伴い、通信プラットフォーム市場やコンテンツ配信市場が拡大する中で、従来の電気通信回線設備を設置する事業者(以下「回線設置事業者」という。)間の接続だけでなく、電気通信設備(配信サーバ)のみを設置する回線不設置事業者と回線設置事業者との間の接続形態が増加している状況にある。モバイル市場でのコンテンツ配信事業者と携帯事業者間の接続は、その典型例である。
- 以下の点を踏まえれば、多様化・複雑化する接続形態に対応し、円滑な接続を確保する観点から、電気通信事業紛争処理委員会(以下「紛争処理委員会」という。)の紛争処理機能の対象範囲を拡大し、回線不設置の非電気通信事業者と電気通信事業者との間の紛争事案も対象に含めることが適当ではないか。【資料 43】  
➢コンテンツ配信事業者等<sup>2</sup>と携帯事業者との間では、携帯事業者の有する通信プラットフォーム機能の利用を巡り協議が行われている状況にあり、現時点では事業者間協議による合意形成を尊重する立場を取ることが適当としたところであるが、当該協議が難航したり不調に終わった場合に、紛争処理機能が存在す

<sup>2</sup> コンテンツ配信事業者等には、回線不設置であっても電気通信設備を用いて他人の通信を媒介する電気通信役務を提供する事業者(電気通信事業者)が存在するとも考えられるが、コンテンツ配信事業者等は、主として他人の通信を媒介する電気通信役務以外の電気通信役務を提供する非電気通信事業者と考えられるため、以下、非電気通信事業者を指すものとして扱うこととする。

ることは、当該協議の促進や合意形成の実現に資することになること

- 今後、固定通信市場ではNGNの段階的発展、モバイル市場では2010年以降順次3.9Gの開始が予定される中で、ネットワークの多機能化・高機能化がより一層進展することが予想されるため、これらの利用を巡ってコンテンツ配信事業者等と回線設置事業者との間の紛争事案が発生する事態も懸念されること

○この際、紛争処理の対象とする紛争事案の内容・範囲が問題となるが、現在、紛争処理委員会は、接続又は卸電気通信役務の提供など、事業法の規律対象となっている行為に係る紛争事案を対象としているため、紛争処理の対象範囲を回線不設置の非電気通信事業者に拡大する場合も、対象とする紛争事案は、事業法の規律との関係を踏まえて整理することが必要ではないか。【資料 44】

○総務省においては、上記の考え方にに基づき、コンテンツ配信事業者等に係る紛争処理機能を強化するとともに、その実効性を担保するための措置を講じるなど必要な制度整備を行うことが適当ではないか。

## (2) その他電気通信事業法上検討すべき課題

○提案募集等の結果、モバイル・コンテンツ・フォーラム等からは、コンテンツ配信事業者等については、紛争処理委員会の紛争処理機能の対象とするだけでなく、電気通信事業者でないことに起因する不利益を回避する観点から、事業法の接続ルールの適用対象とすること等を求める意見が示されているところである。

○しかし、以下の点を踏まえれば、現時点でコンテンツ配信事業者等を電気通信事業者に位置付けることまでは必要ないのではないか。

- コンテンツ配信事業者等に対し、接続ルールを含めて電気通信事業者と同様の規定を適用する場合、その必要性やそのメリット・デメリット等について、関係事業者の意見も踏まえながら慎重に判断することが必要であること
- また、今回、紛争処理委員会の紛争処理機能を拡大し、コンテンツ配信事業者等を対象に含めることとするため、まずは紛争処理機能の活用状況等を注視することも必要であること

○なお、コンテンツ配信事業者等は、電気通信事業者には該当しないものの、このような回線不設置の非電気通信事業者と電気通信事業者との間の接続は、上位レイヤー市場の拡大により公正競争上重要性を増している状況にあるため、特に一種指定事業者や二種指定事業者にあつては、当該事業者との接続について電気通信事業者間の接続に準じて取り扱うなど、利用の適正性・公平性が図られた形で円滑な接続が実現するように努めることが求められるのではないか。

## 第4章 固定通信と移動通信の融合時代等における接続ルールの在り方

### 1. 接続料算定上の課題

#### (1) 指定事業者と非指定事業者の接続料水準差

##### 1) 主な意見

- 提案募集等の結果、不当に高額な接続料を請求することについては、NTT持株等からは、接続の拒否事由に該当するとの整理を求める意見が示される一方、ソフトバンクからは、事業者ごとにネットワークコストが異なり、それをベースとする接続料にも当然差異が生じることから、接続料水準に差があることをもって、直ちに接続の拒否事由にすることは認められないとの意見が示された。
- 他方、接続拒否を行うのは、これまでサービスを利用していたユーザに迷惑をかけるため現実的ではないとの観点から、NTT東西からは、交渉が成立するまでの間、暫定的に接続料を支払い合わない形態での接続の検討を求める意見、NTTドコモからは、低減後の接続料で遡及精算しない取扱いも認められるべきとの意見が示された。
- また、不当に高額な接続料の判断基準については、NTT持株等からは、コストに照らして判断すべきとの意見が示され、NTTドコモからは、着信先によらない統一的なユーザ料金設定が可能な範囲であることが必要との意見が示された。これに対し、ソフトバンクからは、利用者料金に接続料水準差を反映するかは、事業者が自由に決定可能な事項との意見が示された。
- 他方、KDDIからは、不当に高額な接続料の判断基準の設定は困難との意見が示されたほか、NTT東西からは、算定根拠等を提出させた上で、総務省による適正性の検証を求める意見、NTTコミュニケーションズからは、不当に高額な接続料を設定する事業者を指定事業者に指定すべきとの意見が示された。

##### 2) 考え方

- 通常、接続事業者が、接続料設定権を濫用して不当に高額な接続料を設定した場合、非指定事業者同士の接続であれば、相対交渉を通じた市場原理による調整が期待可能である。しかし、指定事業者と非指定事業者の間では、前者の接続料設定権は制約される一方、後者の接続料設定権には制約がないため、非指定事業者が接続料設定権を濫用した場合は、相対交渉を通じた市場原理による調

整が期待しがたく、接続料に関する規制が創設された背景と同様の「事業者間協議によっては合理的な水準での合意が期待しにくい構造」が形成されている。これが本件の背景と考えられる。【資料 45】

○この点、不当に高額な接続料を設定する事業者に対しては、その事業者向けの利用者料金をその分高額に設定することにより対抗可能と考えることもできるが、以下の点から、利用者に転嫁する結果となる利用者料金で調整を行う考え方は、適当ではないのではないかと。

➢そもそも接続料水準が不当に高額である場合は、その分利用者料金に転嫁することに解決を求めるのではなく、不当に高額な接続料の是正に向けて取り組むことが本筋であること

➢事業者からも、番号ポータビリティ導入以降、番号による着信事業者の識別ができない状況を踏まえ、利用者利便の観点から着信先によらない統一的な利用者料金を設定している等の意見が示されていること

○利用者料金での調整が適当でない場合は、不当に高額な接続料を設定する点に着目した措置が必要となる。この点、接続拒否は、これまでサービス提供を受けてきた利用者に対する影響を考えると適当ではないこと等から、現時点では、業務改善命令の要件に該当する場合に、当該措置により不当に高額な接続料を是正するアプローチが適当と考えられるが、この場合も、不当に高額な接続料に該当するか否かの判断を行うことが必要となる。

○この点、事業者からは、コストベース、着信先によらない統一的な利用者料金設定に支障を与えない範囲等の基準を提示する意見から、そもそも基準の設定は困難との意見まで様々な意見が示されており、具体的な判断基準については、引き続き議論を深めた上で設定することが適当ではないかと。

○また、本件は、一部の非指定事業者が設定する接続料水準を巡って提起・議論されてきた面があるが、二種指定事業者に係る公正な接続料算定ルールが確立されれば、当該事業者も、自主的な情報開示等を積極的に実施する考えを示している。この点、第一章において、二種指定事業者以外の事業者も、二種指定事業者と同様の算定ルールに基づき、接続料を算定すること等が適当とし、これにより現行の接続料水準差の適正化が期待されるところであるため、この観点からも、本項の問題については、まずは当該事業者による今後の取組状況を注視した上で、固定通信市場も含め、段階的に対応することが適当ではないかと。

○なお、「不当に高額な接続料」の設定に関する申出等があった場合は、総務省においては、事業者ごとの個別事情等を踏まえた上で、速やかにその適正性を検証し必要に応じ所要の措置を講じることが求められるのではないかと。

## (2)ビル&キープ方式

### 1)主な意見

- 提案募集等の結果、ビル&キープ方式の適用基準については、通信量の均衡・不均衡を基準とすることについて、NTT東西からは、更に検討を深めるべきとの意見が示される一方、イー・モバイルからは、これを基準とすること自体が新規参入事業者等に不利となり不適切との意見が示され、ソフトバンク等からは、事業者ごとにネットワーク構成が異なるので、通信量のみに着目すべきでないとの意見が示された。
- また、接続事業者の経営面に与える影響については、NTT東西からは、他社接続料水準に左右されずに利用者料金を決定可能となり、また自網のコスト削減メリットが当該事業者に帰属するため、事業者のコスト削減インセンティブを高めるとの意見が示された。これに対し、ソフトバンクからは、ビル&キープ方式への移行は、コスト回収範囲の変更を伴うものであり、利用者におけるコスト負担の公平性の観点から慎重な検討が必要との意見が示された。
- 更に、接続制度との関係については、イー・モバイル等からは、指定事業者の接続料は、コストに適正利潤を加えた均一料金の設定が義務付けられる中で、ビル&キープ方式が適用される事業者と適用されない事業者が混在すると、接続料の適正性・公平性の検証ができなくなり適切でないとの意見が示された。

### 2)考え方

- 指定事業者の接続料の設定方式として、ビル&キープ方式を導入することの適否は、その導入趣旨や目的を整理した上で判断することが必要である。この点、事業者の意見等を踏まえると、以下の二つの考え方を想定することができる。【資料 46・47】
  - ①互いの接続料支払額(ネットワークコスト)が同水準である場合に、接続料精算コストを削減する観点から導入する。
  - ②通信量が均衡している場合に、接続料精算コストの削減に加えて、他網の接続料水準に左右されない利用者料金設定、事業者のコスト削減インセンティブ(コスト削減のメリットが削減事業者に帰属)の向上等を図る観点から導入する。
- まず①の考え方については、各事業者のネットワークの規模、導入時期や更改状況等が異なる中で、接続事業者同士のネットワークコストが同水準となること自体が想定され難く、また、現在、指定事業者が接続料を設定する双方向型機能は、音声通話機能のみであることから、精算コストの削減のみを目的として現行の接

続料精算方法を変更することの必要性は乏しいのではないか。

- 次に②の考え方を採用する場合は、ビル&キープ方式の適用基準として通信量の均衡・不均衡を採用することになる。この場合、通信量が均衡するときは、指定事業者のネットワークを利用する際に接続料を支払わなくて良いことになるが、このことと、指定事業者には、コストに適正利潤を加えた水準での接続料設定以外は認められないこととの関係を整理することが必要となる。
  
- この点、通信量が均衡をしている場合は、その伝送に要するネットワークコストは同額であるべきとの考え方を新たに導入することも考えられる。しかし、接続料を支払い合わないことは、大規模事業者であり規模の経済の効用を受けられる指定事業者のコスト減になると考えられる一方、指定事業者が非効率的なネットワークを構築している場合、効率的なネットワークを構築している接続事業者のコスト減になることも考えられるため、指定事業者と接続事業者のいずれが多くのコストを負担することになるかは、一概に判断することはできないのではないか。
  
- また、この考え方を採用する場合、利害関係者となる接続事業者の理解を得られることも必要となるが、複数の事業者から、ビル&キープ方式の適用基準に通信量の均衡を採用することは不相当との意見が示され、その理由として、事業者ごとにネットワークコストが異なることを考慮できないことが挙げられていることにかんがみると、ヒストリカルコストとは無関係に、指定事業者と接続事業者のネットワークコストが同額であると擬制する考え方に理解を得ることは困難ではないか。
  
- 更に、通信量の均衡・不均衡自体を適用基準とすること自体が、新規事業者や中小規模の事業者にとって不利であるから適切でないとの意見が示され、加えて一の機能に関し、ビル&キープ方式が適用される者と適用されない者が混在することは、接続料算定の適正性・公平性を損なうとの意見も示されていることを考えると、通信量の均衡を適用基準とすることに接続事業者の理解を得られる状況になく、これにより得られるメリットを勘案しても、現時点で通信量の均衡・不均衡を適用基準とする形でのビル&キープ方式の導入が必要とは考えられないのではないか。
  
- ただし、現時点では、NTT東西のNGNを含めて、接続事業者が利用している双方向型機能は音声通話機能だけであるが、今後、双方向型のデータ通信機能を利用する接続形態が出現・増加する状況になれば、相互に接続料を精算することに伴う課題が実際に生じ、改めて接続料算定の在り方を検討することが必要となることもあり得るので、今後の双方向型機能の設定・利用動向を注視しながら、引き続きビル&キープ方式の導入の在り方について検討を深めることが適当ではないか。

### (3)その他

#### 1)NTT東西のNGNにおけるGC接続機能の類似機能のアンバンドル

○PSTNでは、GC接続機能がアンバンドルされているため、NTT東西と電話加入契約を締結し、NTT東西に基本料を支払っている利用者に対しても、他事業者は、マイラインのような自社の中継網を用いたサービスが提供可能である。このように、PSTNでは、アクセス回線に係る基本料収入はNTT東西が獲得している場合でも、中継網に係る通話料収入は他事業者が獲得することも可能であるため、この意味で、アクセス回線と中継網で二段階の競争が存在していると捉えることができる。

○これに対し、NGNでは、GC接続機能の類似機能がアンバンドルされていないため、NTT東西とFTTH契約を締結している利用者は、中継網としてNGN以外の他事業者網を選択できない。ユーザ料金も、電話の場合と異なり、アクセス部分(基本料)が中継網部分(通話料)と分かれた形になっていない。この点が、PSTNとは大きく異なる点であり、NGNでは、中継網がアクセス回線と一体化した形でサービス提供される中で、他事業者が、中継網単体での競争を行うことができない状況となっている。【資料 48】

○このように、NGNでは、アクセス回線と中継網が一体となった競争が行われており、従来にも増してアクセス回線の重要性が増している中で、競争事業者からは、FTTH市場の競争促進の観点から、アクセス回線については、加入光ファイバ接続料に係る抜本的な見直し議論(次項参照)、中継網については、GC接続機能の類似機能のアンバンドルが要望されているところである。

○アンバンドルは、過度の経済的負担や技術的困難性がない限りは、他事業者の要望に基づき実現することが必要となる。この点、GC接続機能の類似機能のアンバンドルには、収容ルータから他社中継網へのパケットの振分が必要となるが、NGNの収容ルータには、自分の上位の中継ルータにパケットを伝送する機能しかなく、宛先に応じパケットの振分を行う機能が存在しないという構造上の問題があるため、アンバンドルには多大な改造コストを要しその実現は困難と考えられる。しかし、アクセス回線のFTTH化や固定電話からひかり電話への移行等が進展する中で、当該機能の重要性は一層高まると考えられるため、アンバンドルについて検討を深めることが適当ではないか。

#### 2)加入光ファイバ接続料・ドライカツバ接続料等の見直し

- 2008年度以降3年間の加入光ファイバ接続料については、2008年3月の情報通信審議会答申において、FTTHサービスの提供コストの低廉化を図り、もって事業者間競争を促進する観点から、NTT東西は、接続事業者の需要を見直した上で補正申請を行うことが適当であり、また競争事業者間でNTT東西の加入光ファイバの共用に積極的に取り組むことが適当との考え方が示された。
- 同答申を踏まえ、NTT東西が行った補正申請は、2008年6月に総務大臣により認可され、競争事業者間でのNTT東西の加入光ファイバの共用は、2009年2月から実証実験が行われているところである。総務省においては、当該状況を含めて、引き続きFTTH市場における事業者間競争の進展状況を注視することが必要ではないか。
- 2011年度以降の加入光ファイバ接続料は、2010年度内にNTT東西の認可申請、総務大臣の認可手続が予定されている。当該認可手続の際には、FTTH市場の事業者間競争の進展状況を踏まえ検討する視点が重要であり、具体的には、算定方式の在り方、稼働芯線数の検証、シェアアクセス方式の1芯当たりの分岐端末回線の稼働芯線数の検証、競争事業者に起因する設備投資リスクの検証、乖離額調整制度の接続料原価への影響の検証など多角的な観点から検証を行うことが適当ではないか。
- また、ドライカップ接続料などレガシー系接続料については、PSTNからIP網への移行が進展し、メタル回線の稼働芯線数や通信量の減少傾向が続く中で、現在、接続料水準が上昇傾向にある。
- 固定電話接続料(LRIC接続料)については、2007年9月付情報通信審議会答申において、総務省は、2009年度中に、2011年度以降の接続料算定に向けたフィージビリティスタディ等を行うこととされていた。総務省は、2009年度内を目途に結論を得る予定で、2009年6月に長期増分費用モデル研究会で議論を開始したところであり、総務省においては、同研究会の結論等を踏まえ、速やかに情報通信審議会に諮問し、2011年度以降の接続料算定の在り方について結論を得ることが適当ではないか。
- ドライカップ接続料等については、IP化が進展する中で、今後も回線数の減少が続くことが想定されるため、総務省においては、今後の接続料水準を注視しつつ、ユニバーサルサービス制度の在り方との関係にも配意しながら、必要に応じ接続料算定の在り方について検討を行うことが適当ではないか。なお、当該検討には、NTTが2010年度に公表予定の概括的展望の中で、PSTNからの具体的な移行展望等が示されることが必要であるため、NTTにおいては、必要な情報の積極的な開示が期待されるのではないか。

## 2. 固定通信と移動通信の融合時代等における接続ルールの在り方

### (1) 主な意見

- 提案募集等の結果、固定通信と移動通信の融合、すなわち水平的市場統合の進展については、NTT東西等からは、FMCサービスに対する新たな規制は不要との意見が示される一方、KDDIからは、市場支配的事業者による排他的なFMCサービスの提供は認められないとの意見、テレコムサービス協会からは、FMCサービスの市場画定が必要との意見が示された。また、フュージョン・コミュニケーションズからは、自社グループ内の携帯・固定電話無料のサービスが開始されたことにより、携帯電話市場から固定電話市場への影響を配慮した監視が必要との意見が示された。
- また、垂直的市場統合の進展については、モバイル・コンテンツ・フォーラム等からは、通信レイヤーにおける市場支配力の上位レイヤー又は販売チャネルへのレバレッジに関する意見が示されたほか、上位レイヤーに参入した通信レイヤー事業者と上位レイヤー事業者との間で公正競争環境を確保する視点が特に必要との意見も併せて示された。
- これに対し、NTT東西等からは、上位レイヤーにおける市場支配力の通信レイヤー等へのレバレッジにも留意すべきとの意見が示され、またSTNetからは、通信プラットフォーム事業者等の事業法上の位置付けを明確にし、市場支配力の濫用を規制する仕組みが必要との意見が示された。
- 更にグループドミナンスについては、ソフトバンク等からは、NTTグループ各社の連携がもたらす共同的・一体的市場支配力の影響(ドミナント事業者同士のFMC、販売店等子会社との連携、上位レイヤーとの連携)、NTTのブランド力がもたらす競争優位性を踏まえた規制の在り方等を検討すべきとの意見が示された。具体的には、子会社や代理店・アウトソーシング会社等を通じたドミナント事業者による事業活動への各種規制の適用、特定関係事業者制度を含めドミナント事業者に適用される禁止行為規制の更なる強化、固定と移動の市場支配力を分離させる施策などが示された。
- これに対し、NTT持株等からは、他事業者は、固定・移動間の無料通話を提供するなど、固定・移動の一体経営のメリットをフルに活かした経営を行っているのに対し、NTTグループは、指定電気通信設備制度等により経営の自由度に大きく制約を受けており、ユーザの利便性向上に対する要請に機動的かつ柔軟に対応できない状況にあるが、競争環境は大きく変化しており、時代にそぐわない枠組みとなっているため、現行のドミナント規制は、撤廃を含めた見直しが必要との意見が示された。

## (2)考え方

### 1)検討の視点

- 今後の指定電気通信設備制度の在り方については、以下の点を踏まえれば、固定通信市場とモバイル市場の融合、上位レイヤー市場で事業展開を行う事業者(回線不設置事業者)の扱い、共同的・一体的市場支配力等の行使の可能性の3点を視点として検討することが重要になるのではないか。【資料49】
- 現行の指定電気通信設備制度は、固定通信市場とモバイル市場をア・プリオリに異なる市場として画定し、規制対象や規制内容を構築する体系を採用しているが、近年のIP化・ブロードバンド化の進展等により、ネットワークレベル・サービスレベルの双方において、固定通信市場とモバイル市場の差異が希薄化し両市場の融合が進展している状況にあること【資料50】
  - これまで接続政策が対象としてきた通信レイヤーの市場は、一定の成熟期を迎える一方、上位レイヤー市場は成長を続ける中で、競争上の重要性を増している状況にあるが、この上位レイヤー市場を含めて、通信レイヤーの事業者が垂直統合型で事業展開を行う中で、垂直統合型モデルとの調和も図りながら、上位レイヤー市場で事業展開を行う事業者に着目した公正競争環境の整備を図る視点が重要となってきたこと
  - 更に、これまで市場支配力の認定は、あくまでも単独の市場を単位に単独の事業者を対象に行っていたが、指定事業者による子会社・関連会社等を通じた事業展開や、指定事業者以外の事業者も、グループ会社が一体となって固定電話と携帯電話間の無料通話サービスを提供する事業展開等が生じている中で、共同的・一体的市場支配力や複数の市場にまたがる市場支配力の行使の可能性を念頭に置くことが重要となってきたこと

### 2)検討課題

#### ①市場画定

- 今後、ネットワークレベルで固定通信と移動通信の差異が希薄化し、固定アクセス回線を用いたサービスと移動アクセス回線を用いたサービスが一体的に提供されるFMCサービスが本格的に展開されるようになると、固定通信市場とモバイル市場の二分法だけで指定事業者を指定することの妥当性について、FMCサービスに対応した市場画定の要否も含めて検討することが必要になるではないか。【資料51】
- また、通信レイヤー市場の市場支配力の上位レイヤー市場へのレバレッジにも留意すべきとの意見や、今後の上位レイヤー市場の伸長に着目すると、当該市

場の主要プレイヤーである回線不設置事業者の事業法上の位置付けを含め、通信レイヤー市場のドミナント事業者と上位レイヤー市場の関係に着目した市場画定の在り方について検討することが必要になるのではないか。

- 更に、我が国では、小売市場・卸売市場を区別することなく、固定通信市場・モバイル市場の市場画定を行っているが、EUでは、小売市場・卸売市場を分けるとともに、アクセス市場、発信市場、着信市場などに細分化して市場画定するアプローチを採用している。我が国でも、現在行っている競争評価等と連動させて、EU類似の市場画定手法を採用することの適否も検討が必要になるのではないか。【資料52】

## ②市場支配力の認定

- 今後、現在の市場に加えて新たな市場を画定する場合等を想定すると、市場支配力の認定方法として、従来の設備シェアに加えて、需要、供給の弾力性・代替性など設備シェア以外の要素を考慮することの妥当性・必要性を検討することが必要になるのではないか。また、今回の検討でも議論されたように、モバイル市場において、MVNOなど電波の割当を受けない者との接続が重要性を増している状況を踏まえると、有限希少な電波の割当を受けることと市場支配力との関係について検討することが必要になるのではないか。
- また、一の事業者が複数の関連市場にまたがって事業展開を行うことや、ドミナント事業者が、その子会社・関連会社等が一体となって事業展開を行うことなどについて、公正競争上の懸念が示されている状況にある。このため、従来の単独市場・単独事業者の考え方で対応できない事態が想定されれば、一の市場の市場支配力の関連市場へのレバレッジの問題や、異なる市場で市場支配力を有する事業者であって互いに密接な資本関係を有する事業者同士が、一体的な事業展開を行うことの問題、市場支配的事業者が、一の市場で子会社等と一体的な事業展開を行うことの問題など、共同的・一体的市場支配力等の行使に係る問題について、市場支配力の認定との関係で検討が必要になるのではないか。

## ③規制内容

- 今後、規制内容を検討する場合は、規制の構成要素(接続関連規制、行為規制、サービス関連規制)、規制構造(接続関連規制前置)、各規制構成要素の規制内容等について、それぞれ検討することが必要になると考えられるが、これらは、市場の画定内容や規制根拠とリンクした市場支配力の認定方法と密接に関連すると考えられるため、各市場の特性や市場ごとの規制根拠等に照らして、個別具体的に検討することが必要になるのではないか。